

参議院建設委員会會議録第十四号

昭和三十三年三月十三日(火曜日)

午前十時五十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 大河原 次君
理事 田中 清一君
徳永 正利君
村上 春蔵君
武内 五郎君

委員

岩沢 忠恭君
太田 正孝君
小山邦太郎君
後藤 義隆君
三木興吉郎君
内村 清次君
木下 友敬君
田中 一君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

国務大臣

建設大臣 中村 梅吉君

政府委員

警察庁保安局長 木村 行蔵君
建設省都市局長 龍田 光嘉君
建設省住宅局長 齋藤 常勝君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

説明員

建設省住宅局 前岡 幹夫君
建築指導課長 内海 倫君
警視庁交通部長

本日の会議に付した案件

○住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○駐車場法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(大河原 次君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

○内村清次君 これは住宅局長でけつこうですが、宅地の造成等規制法による宅地防災工事を行なう者に対して、今回貸付金をやるという事になっておりますね、そうするとその限度は政令で定めると、こう書いてあるのですが、その政令はどういうふうな内容を持っておるのですか、その点ひとつ。

○政府委員(齋藤常勝君) 政令で定めようとしたしまして考えておりますことは、一宅地にあたりまして融資の限度を四十万円程度にする、それから融資の率をそれぞれ七割五分にする、こういう二つであります。

○内村清次君 そうするとこの貸付金を受ける場合、条件というふうなものがありますかどうですか。そしてまた一体どれくらいの手算措置というものを政府のほうでは考えておるか。その額をひとつ知らして下さい。

○政府委員(齋藤常勝君) 公庫から融資をいたします場合には、おきましては、勧告または命令によりましてどれだけ

の工事をすべきかということが出てくるわけでございまして、そのような工事が実際に進められるという条件にいたします、それが的確にできることを確認するという前提に

して融資をいたすわけでございまして。○内村清次君 予算の総額はどれくらい考えておりますか。

○政府委員(齋藤常勝君) 融資の予算につきましては、全体で一億円を予想いたしております。

○内村清次君 一億円の予算措置というものは、今回その規制法ができてから初めて適用という関係で予想した、どれくらい融資の対象というものがあるか、というふうな基礎の上に立つての金額の出し方ですか。あるいはまた規制法ができたばかりだから、まずこれくらいをおいてもいいんじゃないかという考え方でやっておられるのか、その点を明らかにして下さい。

○政府委員(齋藤常勝君) 融資をいたします場合には、大体全体で一億の予算を持っておりますが、その場合に平均いたしますと、一宅地が大体二十万円程度になろうと思っております。したがってまして全体で五百件程度三十七年度に融資できるというように考えておる次第でござい

ます。○内村清次君 そうすると、これはどこまでも、たとえば宅地造成をする側、請負側というものの対しての対象は一つもありませんね。どうですかその点。勧告を受けて規制に従った宅地の造成をやるという側だけでいいですか。それを請け負ってやるという会社その他に對するところの融資は考えておらないわけですか。

○政府委員(齋藤常勝君) 法律上から申しますと、業者に対しましては貸付をしてはいかぬということには相ならないわけでございましてけれども、私もこの制度を考えましたときには、業者におきましてはある程度の資金を持つておりますし、それから業としてこういうような宅地造成をやっているわけでございまして、むしろ考えましたのは、個人の場合におきまして資力が足りない、しかしながら勧告または命令を受けたという場合において、どうしてこれに従うことができるかということを考えてために、このような制度を作ったわけでございまして、運用上は原則として個人に対して融資をするというふうに考えておる次第でござい

ます。○内村清次君 次に第二十条の第五項の改正でございまして、ここであらうところの防災建築物というものは、第七条にある防災建築物街区にある建築物ということ、この街区以外の中高層建築物は該当しないということですか、どうですか。

○政府委員(齋藤常勝君) そのとおりでござい

ます。○内村清次君 そうしますと、この二

十条の第五項の末尾に、住宅部分以外の部分について、「建設費のそれぞれ七割五分に相当する金額とする。」とありますね。そうすると、この七割五分というその率を今回向上するようになつてきますか。そのまゝ七割五分は七割五分だということになりますか。

○政府委員(齋藤常勝君) 今の御質問の趣旨は、住宅部分も非住宅部分も同じ率であるかということになるかと思いますが、いずれに對しましては融資率は七割五分ということで融資をするわけでござい

ます。○内村清次君 そうすると、ただ今回は住宅部分にひとしい床面積までを、非住宅部分に關しても拡大してやろう、こういうことですね。

○政府委員(齋藤常勝君) 床面積につきましては、住宅部分と非住宅部分というものについて、この場合におきましては差を設けていこうというわけでございまして、融資率のほうは同じである、こういうことではござい

ます。○内村清次君 住宅局長にたしておきますことは、この防災建築物街区の三十六年度の施行の実績というものはどういうふうな形になっておりますか、その点をお伺いいたします。それから、その融資はどういうふうになつておるかという点お調べになつておりますればひとつお知らせいただきたい。

○政府委員(齋藤常勝君) 防災街区におきまして住宅部分と非住宅部分の割合、そのような実績につきましては、従来やつておりますのは大体におきま

して住宅部分と非住宅部分の關係が一対二ぐらいになっておるわけでございす。店舗部分のほうが大きいということになるわけでございす。

○内村清次君 融資はどういうふうな状況になっていきますか。

○政府委員(齋藤常勝君) この前にも御説明申し上げましたとおり、防災街区の指定につきましては、三十七年の二月八日現在で指定済みの都市が十八都市、地区数におきまして二十八、街区数におきまして五十というふうなことに相なっております。二月八日現在で手続中のものが十五都市、地区数におきまして十七、街区数が五十ということになっておりまして、年度内には四十都市程度が指定に相なるという予定でございす。

○内村清次君 それから、雇用促進事業団の昨年度の宿舎の建設戸数はどれくらいになっていきますか。

○政府委員(齋藤常勝君) 促進事業団の關係につきましては、三十七年度から事業を実施するわけでございまして、今までの実績はないわけでございす。

○内村清次君 これは全然今までゼロだったわけですか。もちろん、今回の炭鉱の離職者臨時措置法の一部改正がこの改正でされておるのですけれども、これは昨年度一つも建てておりませんか、大臣どうですか、雇用促進。

○政府委員(齋藤常勝君) 今お話の昨年からやってなかったかという問題は、一時的な収容の宿舎でございす。新たに今度できますものは住宅を建てるといふことでございまして、三十七年から始めますものは宿舎ではございせん。

○内村清次君 そうすると、三十七年度から始まる事業団によるところの住宅建設ですね、この点につきまして、それからさらに更生住宅ですが、これをなせ住宅行政として建設大臣がその所管の中に持っていけないかという問題につきまして、これは前の委員会でも田中君も大臣の所見を聞きましてから、私たちは前の質問者の意の通りに、住宅行政はひとつ建設大臣のほうで今後一元化してもらいたいという要望を強くするわけですよ。と申しますのは、先ほど言いましたように、今回の一部改正をもちまして雇用促進事業団法の一部改正がまたなされておると、こうやって住宅建設というものが三つばかりの枝葉に分かれて今後いきますからして、これはひとつ大臣が所管されていっていただきたい。厚生大臣あるいは労働大臣というような所管の仕方ではなくて、一元化していったいだきたい。こういう私たちは強い、これは年々の要望ですが、これに対して大臣のお言葉をひとつ聞いておきたいと思ひます。

○内村清次君 さらに大臣にお尋ねいたしますが、最近農村の文化要求からいたしまして、住宅の改造というものが相当増加しておる傾向は、これはもう見のがすことはできないと思ひますが、またこれは、人間の要求もそうございすけれども、やはり従来の非衛生的な農村住宅の建設方法というものはやはり農民の自覚とともに改善していかなくちゃならない。これに対して一体金融公庫というものの貸付はどういうような状況になっておるか。これに対しては、あるいはまあ農村にも最近いろいろの団体も

一本にするということとはなかなか困難な事情がございすので、現在のところでは厚生省及び労働省が、こういった資金を活用しまして、住宅建設に資金を投入されることにつきまして、事前に建設省の住宅局と十分連絡をとらして、総合的な考え方で行うわけでございす。今度労働省関係の雇用促進事業団の關係は、住宅の資金供給に経験を積んでおります住宅金融公庫を通していただくことがよろうというところで、いろいろ折衝いたしまして、まあ通していただけることに道を開いたわけでございす。話し合ひしましては、金額を住宅金融公庫を通していただければ、資金の源泉は違ひませんが、本質的には一本の形にだんだんと運用ができますから、これらは非常に望ましい、一歩前進である、こう思っております。そういうわけで、今後とも本質的な一元化ということについては、われわれ極力努力をして御期待に沿うようにいたしたい、こう思っております。

○内村清次君 さらに大臣にお尋ねいたしますが、最近農村の文化要求からいたしまして、住宅の改造というものが相当増加しておる傾向は、これはもう見のがすことはできないと思ひますが、またこれは、人間の要求もそうございすけれども、やはり従来の非衛生的な農村住宅の建設方法というものはやはり農民の自覚とともに改善していかなくちゃならない。これに対して一体金融公庫というものの貸付はどういうような状況になっておるか。これに対しては、あるいはまあ農村にも最近いろいろの団体も

きて参っておりますからして、そういった団体を通じてPRをするというような関係もありまして、逐次農村自体の個人が自覚をして建築意欲を燃やしているという実態ではございすけれども、一体この金融公庫がどういう貸付状況になっておるか、この点は一つ大臣もお調べになったことがございすか、どうですか。

○内村清次君 住宅局長どうですか。その実態額というものはあなたのほうで統計をとっておられますか。

○政府委員(齋藤常勝君) PRの問題につきましては、今大臣が御答弁なされたところでございまして、公庫と

いたしまして十分そういう点を頭に入れまして努力しているわけでございまして、たとえば農村の住宅に對して貸付をやっておりますが、そういう場合におきましても、現実の実績を見て参りますと、三十六年度におきまして申し込みが三千二百戸ございす。こういう数字は相当PRがある程度は浸透しておりますので、希望も相当出ておるということでございます。で、建設省の住宅局といたしまして、これは特に農村の住宅というものにつきましては、公営住宅におきましてもいろいろの点を考えておりますが、特に設計その他につきましてはモデル設計等も検討いたしております。農林省の振興局とも十分に連絡をしながら、農村の生活改善の一助にいたしたいということで努力をして参っておりますので、そういう点とあわせて、今後ともこういう方面のPRと申しますか、そういうほうに努力をいたしていきたいと思います。

○内村清次君 この際私は大臣に希望しておきたいことは、もちろん農村の家屋建築の改造ということにつきましては、一段とひとつ熱を入れていただかなくちやならぬと思ひます。同時に最近こういう傾向が現れておるのは、一つはこれはもちろん政府施策の住宅の建設戸数が、人に対して非常に不足だという環境で、それから宅地の値上がりという問題で、個人の住宅建設というものが非常に制限されてきておる。ところが個人といたしましては、それを業とする人、たとえばアパートを建設してそこに住居者を求

造成に伴う災害の防止のため必要がある」と認められる場合」という場合に以下省略いたしますけれども、「これらの勧告又は命令に係る工事を円滑に施行させるため、公庫において、住宅部分を有する家屋の用に供する土地」となかなかここがちよつと、完全にどうるということなのか、この点が一点、適用の場合ですね、これが一つ。

それからついでですから、この土地について「これらの勧告を受けた日から二年以内又は命令を受けた日から一年以内に宅地防災工事を行なおうとする者」というのは、勧告を受けてから二年、あるいは命令を受けてから一年

以内に着工しさえすればいいかどうか、完成は二年延びようと三年延びようとするということにかかわらないという意味なのか、これが二点。

さらにその項目でお伺いしておきますが、償還期日ですが、十五年以内というのはこの場合においては最低はどのくらいなのか、何でもかまわないの十五年以内なら十五年ということで事情がどうあってもいいのかどうか、十五年以内で最高が十五年でしようが、最低はどのくらい見ておるのか、あともう少し聞きたいことあるのですけれども、あまり重なりとあれですから、今の三点について。

○政府委員（齋藤常勝君）　ただいま御質問の第一点の「住宅部分を有する家屋の用に供する土地」と申しますのは、住宅の用途に充てるべき宅地のことをいっておるわけでございまして、裏から申しますならば、住宅の用に供する土地でありますなら、さらに地であつても差しつかえない、こういう意味でございます。

それから第一点にお話のございました一年または二年ということで期限を切つてございまして、これは命令の場合においては非常に緊急なものであるから、一年以内に完成するという条件で融資をする、また勧告の場合であれば命令までいかぬほどの勧告でございまして、これは二年、こういうふうにと考えたわけでございまして。命令としては、その一年以内に工事を行なうという条件を、原則としては命令を出すすわけにございまして、それ以内に改善工事を行なうという条件を前提にして融資をする、というふうにご覧にございまして。

それから第三点の償還期間の問題でございまして、この点につきましては、据え置き期間を三年含めまして十八年と、したがって実質が十五年というところとございまして、貸し出す金額が非常に小さい場合におきましては、その償還期間も短くなつて参ると思うのございまして、最低がどの程度になるかという点につきましては、その事情々々によつて参りますので、今幾らというふうには考えておりませんけれども、少なくとも据置期間三年というのがございまして、それに何年加えるかということから出発いたしまして、おのずから常識として考えられる線が出て参る、こういうふうにご覧にございまして。一般の場合に平均が二十万円で、これを十五年で償還をするというふうな一応の前提を立てておきますので、その率に依りまして適当な償還期間をそのつどきめていくことにするというのを申し上げておきます。

○田上松衛君 第一点の問題ですが

ね、宅地の用に供する土地でありさえすればさう地であつてもよろしいんだという工合の御説明なんです。これは突つ込んで考えてみますと、たとえば三千坪の土地を造成したい、それはもちろん宅地である、さう地である、だがその中に家を建てるのは五軒か六軒しかない、まあ極端な話ですけれども、ほんとうに家屋の用に供するのは五百坪くらいしかないのだと、しかし土地は三千坪も五千坪もあるという場合に、これが適用されるのかどうか。一つずつお聞きしましょう。

○政府委員(齋藤常勝君) ただいまの御説明のような場合におきましては、三千坪全体が、一応常識的に考えまして、将来住宅の用に供せられるであろう、というように認められる場合におきましては、これは融資の対象になるのでございまして。しかしながら、ここで限定しておりますのは、改善命令が出た、または勧告が出たという場合に融資の対象になるわけにございまして、この宅地が非常に危険な状態であるということ、これが前提になりますので、おのずから対象は限定されて参る、したがって支障はないものと考えている次第であります。

○田上松衛君 その点に關しましてはわかりました。

第二点の問題。完成しなければいかぬと——勧告ないし命令というもののそれ自体が期限を切つてあるのだから、それ以内に完成しないとまずいんだという工合に受け取れたわけですが、實際の問題としては、そういう場所を一年であるとか二年であるとかというところでびしゃつと切つて、それまでで

きるかというところは、融資を受ける者の気持はそれまでにしようとする努力するだけけれども、これは自分でできる仕事じゃないので、いろいろ他人に頼むわけなんです。あるいはその途中においてまたいろいろな障害が出てしまうという場合が、こういう土地柄についてはありがちなことなんです。そこで工事自体は進行してはいるけれども、ちろん着工し、進行してはいるけれども、この期限内に完成しないという場合にはどういふ考慮が払われるのか、伺いたい。

○政府委員(齋藤常勝君) ここで期限をつけたのは、先ほど申し上げましたように、たとえば命令の場合がどういふことになるかと申しますと、非常に緊急性があつたために改善命令を出すわけにございまして、早くその宅地の危険性を排除するために擁壁を作るとか、あるいは排水施設を作らないと、他の宅地等に対しまして、災害等の場合非常な迷惑をかけることになる、それだけの緊急性があるからまず改善命令を下そうということになるわけにございまして。したがって、その間に竣工しているというに相なりませんと、本来の宅地造成等規制法に基づいて災害防止という目的は達せられないわけにございまして、こういうような制限をつけたわけにございまして、今お話のように、相当できたけれども、ちょっとした手違いでわずかばかり延びたというような場合におきましては、これは改善命令を発する立場のほうでこれを十分に考えるわけにございまして、融資する場合におきましては、これは場合々々によりまして、常識的な判断によつて支障のないよう

に運用いたしていきたい、かように考えている次第であります。

○田上松衛君 これは逆に、希望的に申し上げたほうが、かえつて早わかりだと思ふのですが、勧告ないし命令というものと融資の問題とは、これはもうくついているわけですね、引き離すことはできない問題です。しかも勧告ないし命令に、そうした一年とか二年とかいう期限がもうついているので、この融資をする場合には、一年とか二年とか切らないほうがかえつて無難ではないかと思うのですがね。

それはどうお考えなんでしょうか。その条件のもとに貸すのですから、そうでないといふような、私が心配したような、きつめて善意であるけれどもこれができる場合、なんとも出ずはうと事業をやる者との間に適当に考えればといわれるけれども、かりにもここで法律で条件を一つつけて、こういう場合に融資するのである、ということをはつきりさす立場からすれば、非常にここに厄介な、何と申しますか、不必要な厄介なことを起こさすのではないかと、という心配をします。でも、もし御説明のとおりであるならば、この場合においては、勧告ないし命令の場合に期限を付すことは問題です。それがあつた限りにおいては、これは何年以内という問題にはならぬ。おかしいと思うのですがね。むしろ紛議を残してしまひはしないかと、この心配するのどうお考えになりますか。

○政府委員(齋藤常勝君) 先ほど私がいろいろ申し上げましたのは、全く田上先生のおっしゃるとおり、改善命令または改善勧告というものと融資とは

密着いたしまして、表裏の關係で災害防止をやるというわけにございまして、この運用が十分にいくことによつて、初めて災害防止といふことが、危険防止の宅地造成等規制法の目的が達せられるわけにございまして。したがって、工事を行なうとすると同時に、この法律上なつておりますので、勧告または命令は大体一年または二年というところで、早目に工事をしていくというのを予想して、このように書いてございまして、行なうとすると同時に、これらに対して資金を貸し付けるわけにございまして、たゞだいまお話のようなさういふ点がないように、十分運用上気をつけて参りたい、かように考えます。

○田上松衛君 もう一点だけ。今のはいろいろ意見が参りますけれども、時間をとるだけですから、この場合は運用の上で十分この本来の趣旨を生かすようにしていただきたいと希望しておいて、その点はその程度にとめておきます。

あとの、災害を受けた住宅の復興資金と、地すべり関連事業計画による移転家屋、これに対する建設資金の貸付の場合、これについて改正しようとするのは、ただこの償還期間を延長するということだけなんです。

○政府委員(齋藤常勝君) 今の御質問の点は、災害住宅等に対する貸付金額につきましては、この前の災害を契機といたしましてこれを上げております。それに伴ひまして償還期間だけが一律十八年となつておりましたが、これを耐火、簡易耐火についてはあるいはこれは延ばす必要があるということを考えて、弾力性を持たせようという

ことで延ばしたわけでございます。

○田上松衛君 いや私が申し上げたのはそれはわかつているのです。ただこの場合はそれだけのことでございいますか。

○政府委員(齋藤常勝君) それだけのことでございいます。

○田上松衛君 貸付金の利率については考慮する必要はなかったですか。

○政府委員(齋藤常勝君) これは現行のままでございいます。

○木下友敬君 これは大臣にお尋ねしておきたいのですが、あの手の手で住宅対策をやっておられます。よくわかりましてこれもその一環だと思ふのですが、そうやっておられてもなかなか間に合ふぬのです。一体何年ぐらいこういう努力を続けられやれやれというところまでいくというやうな何か見通しがございいますか。

○国務大臣(中村梅吉君) 今のところは大体十年計画を立てまして十年で目標を達成すると、こういう見通しでやっておるわけでございます。まあこれには社会情勢の変化やいろいろなことがございまして、非常に社会情勢が順調にいけばもっと早まるかもしれないし、あるいはこれで十分にできるかもしれないし、社会情勢のいかんによりましては若干の狂いはあると思ひますが、大体の目標としてはそういう計画で進んでおるわけでございます。

○木下友敬君 おそらくその十年というのも、いろいろの十年計画というやうなあいまいな行き方であつて、非常に基礎的な計算が固まつておるとは私考えておられますが、何かもう少し住宅公団を大きくするか、あるいは住宅

協会などをもつと助成するとか何とかして非常に急いでもらいたいというのが希望なんです。ただその場合に、住宅公団の仕事をもつと促進するとは

いっても、実際は労働関係であるとか、あるいは建築技術の関係とか、そういうことで私は、幾らこつちががんばつても実際は効果が上がらないというやうなことがありはしないかという心配を持っておりますが、そういう技術者の不足とか労働者の不足というやうなことが、住宅を増設していくということに大きな支障が起つていくかどうか。これは局長さんでけつていいますが、もしそうだとすれば、それについてはほかの省でも考えていただいておられるはずですから、労働関係あるいは技術者養成関係というやうなことで、建設省としても何かの方法でそれを促進しないと、さつき言つたやうに公団の仕事が大きくなるか、協会を助成するとかにしても目的が達せられないと思ふのですが、そういう面にも何かお考えがあつたら、あるいは実際に現在そういうやうな手伸ばししておられるというやうな事実があるかどうか。それをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(齋藤常勝君) ただいまのお話の中で労働者が非常に不足する、あるいは技能者が不足するということによつて住宅が建たないということ、これは確かに住宅が建たないという原因の一つはそこにあると思ひます。そういう点につきまして今後養成をどうするかということにつきましては、労働省とも十分に連絡をとりまして、その技能者の訓練というのを国の機関あるいは公共団体を通じてやるという

ことで、いろいろ連絡をとつてやつておるわけでございますが、私どもで考えておりますことは、今まだ具体的にどうというところまでは、いつておりませんけれども、建築業の全体についての近代化ということを三十七年度から十分に検討していきたいというやうなことを考えておるわけでございます。

これはもとより建築業が現場生産の産業でもございまして、いろいろ近代化しなければならぬ点が工法にもございしますし、あるいはまた労働者の使い方というやうなこと、いろいろあると思ひますが、さしあたってはやはり住宅がなかなか建たないということが、建築費が上がるという点のために、非常に資金的にもあるいは個人の資産からいきまして、これは困難という点がございますので、できるだけ単価を安定させていかなければならぬと考へます。そのためにはいろいろの経済的な施策も必要でございますけれども、建築そのものの中におきましてもいろいろと工夫をしていかなければならぬ。そういう点で工法の改善、特に量産計画というものを今後進めていくことによりまして、単に個々の部材等が量産によつて安くなるということでありませんで、これによつて必要とする労働の量と申しますか、そういうものも減つて参ります。そういうやうな点もいろいろ考へて、この建築関係の近代化を進めていかなければならぬのではないかと申すことで、三十七年度には建設省に約千六百万円程度予算がつきまして、そういうことによつて量産計画という点も検討していこうというやうな流れの一環といたしま

して、今お話のございましたやうな労働対策と申しますか、そういう点も今後とも具体的に検討して参りたいというやうに考えておる次第でございます。

○木下友敬君 その労働対策ですが、労働省方面とお話し合いをされることは最も必要であり、特に炭鉱の離職者をすぐこつちのほうに使えるかどうかは別といたしましても、炭鉱労働者、それからアメリカ軍が撤退するので相当離職する者が出てくる。こういうものは私は具体的にどんな話を進めていけばいいと思ひます。向こうのほうでは困つてゐるし、こつちのほうではほしいのですから、これに技術なり労働の仕方などを訓練することに手を添えて、そういう面からも住宅を早く建てることに努力すべきだ。それで大臣のお話のように十年の計画を立てておられますが、私はそういう努力をしていけばこれを縮めることも可能であるかも知れぬと、一体どういふことをすれば十年を七年に縮めることができるか、という御研究がついておるかどうかということを知りたいことなんです。

それからあんまり公団を大きくしたり、協会の仕事をやらしておいても、たとえば十年後にはもう住宅が余つた、公団ななを大きくすると今度はこれを縮小しなければならぬというやうな心配があるのかどうか、まだまだどんだん拡大していてもそういう心配がないやうな状態であるか。私はもう急速にひとつやつてもらつて、これは作り過ぎて困つたという状態がくることを望むのですけれども、そういうこととあるいはあるかも知れぬと思つて

遠慮がちに仕事をしておられるかどうか。それが十年というのであるか。そういう遠慮はなくて、そういう時代に十年たつても公団というものが續いて増築をしていくというやうな計画のもとの十年であるのか。それをちよつとひとつお聞かせいただきたい。

○政府委員(齋藤常勝君) 私どもが十年計画というものを立てまして、住宅難の解消をはかっているという場合に、スビッド・アップすることによつて公団が不必要になるからとかいうやうなことで、これをスロー・ダウンしようというやうな考えは毛頭持っておりません。むしろ、われわれが考えております今後の住宅の方向としては、やはり公的資金による、あるいは公的機関による賃貸住宅というものは供給に対する需要というものは、ますます伸びるのではないかと申すように考へておる次第でございます。これは全体の傾向といたしまして、戦後は戦前と違ひまして、やはり持ち家と貸家の比率が逆転してゐるという点から考へまして、それから現在の一般の勤労大衆と申しますか、そういう方々の気持から申しまして、これは持ち家を持ちたいという気持は一般にございすけれども、生活の安定が得られる、いわゆる不安のない住居に住むことができないやうなことでありますならば、これは賃貸住宅であつても一向差しつかえないという気持が相当強うございす。こういうやうなものはやはり今後の世の中の傾向としては当然そう考へるのではないかと申すことから考へますと、やはり公的機関によつて供給される賃貸住宅に対する需要という

ものは決して減るものではない、こう
いうように考えておる次第でございま
す。そういう点から申しまして、決し
て、先ほどお話のありましたように、
計画をスピード・アップすることに
いて少しもちゅうちょしているわけ
もございせんし、変な意味でこれを
スロー・ダウンするということは少
も考えておりません。

○木下友敬君 労働者に対する……

○政府委員(齋藤常勝君) 労働者の点
につきましては、先ほどお話のござい
ましたような点を十分考えながら、具
体的に検討していきたいと思つており
ます。

○木下友敬君 今の労働者の話です
が、この限りでなくしてほんとうに、
向こうが困つておるしこつちも困つて
おるんだから、これはぜひ具体化して
いただくように大臣にもお願いしてお
きたいと思ひますが、大臣いいでしょ
うね。これはひとつぜひ進めてもらい
たいと思ひますが、どうです。

○国務大臣(中村梅吉君) 労働者の建
設関係の技能者養成のほうに極力吸収
できるものは吸収していただくよう
に、われわれのほうも労働者とよく相
談いたしまして最善を尽くしていきたい
と思つております。

○木下友敬君 私は、でき得べくんば
建設省自身でもそういう施設を持たれ
て、あるいは研修所なりあるいは労務
訓練所というようなものもほしいと思
うんです。

それからもう一つは、あとで出てく
る駐車場など道路関係、交通関係とも
関連があると思うんですが、今、公団な
どであるいは協会などで作つて住宅
は、多くはまあ東京の場合でいいす

と都心から離れた所でやっておられま
すが、これがまた交通量を増す上に非
常な原因の一つになっておる。私は都
心部あるいは都心部に近い所に、もつ
と大がかりな高層住宅を作るといふほ
うを促進していったほうがよくはない
かと考えるわけです。現在、公的なも
のでもないものには十階あるいは十一階
ぐらいのものがちよこちよこできてお
るようでございしますが、もし日本の土
地の地質などの状況が許すなら、もつ
と高層なものを都心に集中して作ると
いふふうなことは、まあ勤務の便利に
もなりまして、交通の緩和ということに
も役立つんじゃないかと思ひますが、
その方面、それはまあしろうと考へて
あるかどうか、御見解を伺いたいと思
ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) これは私ど
も深い関心を払つております。次第
で、できるだけ都心部の市街地改造と
あわせて中層、高層の建設をふやして
いきたい、今度の改正案の項目も実
はそういうことをねらつております。
ようなわけで、まことにまだ十分で
ございせんが、今後こういう方面に十
分ひとつ配慮していきたいと、こう
思つております。

○木下友敬君 局長にお尋ねします
が、今、東京の場合いろいろ条件がご
ざいまいしうが、高層建築の高さはど
れぐらいまで可能であるか。——法律
的でなくして建築学上あるいは地質の
関係等どこまでなら伸ばしていける
かというふうな研究の結果はどうなつ
ておりますか。

○政府委員(齋藤常勝君) 東京都につ
いてどの程度までの高さが適当である
かという点については、私も十分承

知しております。一般の建築物の場
合でございしますと、いろいろ耐震性
その他の関係がございまして、地質そ
の他によつて違つて参ります。しかし
ながら工物程度のものではございま
す、たとえばテレビ塔があれだけの高
さを持つても十分である、一応倒れな
いという計算をした上であつたもので
を認めておるようなわけでございま
して、耐震性その他を考へてどの程度の
ものであるかという点の具体的な数
字はわかりませんけれども、やはり高
度を上げていくという点につきましては
、空地その他の関係も考慮しながら
、できるだけ許す限度においては上
げていくということが必要ではないか
と考へております。

○木下友敬君 それはぜひ私は研究し
てはつきりさしてもらいたい。私ども
は、たとえば丸ビルは八階ですかね
、八階ができたときには東京の土地とし
ては八階ぐらゐまでは地震に對しても
大丈夫だなどという感じを持ち、十一階
ができてくると、ああ十一階まではい
いということになったんだという、
非常に非科学的な判断をしておるわけ
です。ですから指導的な立場にあ
り、そういうことを実際に受け持つて
おられる本省としては、第一番にまず
各地において、東京なりあるいは名古屋
、大阪、こういうふうなおもな土地
だけでもいいが、一体何階までは可能
であるか、まづ先に私は考へるべきだ
と思ふ。その見当をつけて東京でもた
とえば二十階、三十階が可能であると
いうことが確信できるならば、思い
切つて高いものを作つても、風致の関
係もございまいしうが、まあニュー
ヨークのように高ければ高いでまた風

致がよくなるということもあるし、こ
の点どうですか。私はそれをまづ先に
研究して、その見当をつけて、法律改
正などして、高層建築の限度を考へる
ということが、私は第一要件だと思
うんですが、どうです。

○政府委員(齋藤常勝君) 私不幸にし
て、たとえば東京都の場合に幾らが適
当な数字であるかという点を知らな
いわけでございまして、ただそのどの
程度の高さまでは許容できるのであ
るかということにつきましては、建築研
究所等とかあるいは学界等とも連絡を
とつて、検討していることは事実で
ございます。その場合に一番問題にな
りますのは、高さを高くしても、そ
れによつてそれぞれの建築物が十分な
機能を發揮できるようにしなければなら
ぬ、それから周囲の環境が十全なも
のでなければならぬというふうな、
いろいろな点がございまして、高さの
点と空地率とそういうものの関係、
そういうものをいろいろ考へて参りま
すと、ただこゝまでは許容できるから
そこまでは許すのだというわけにはな
かなか参らない場合がございまして、
先ほどお話のように、非科学的にだん
だん高さが高くなつてきたと言われま
すけれども、これはやはり技術の進歩
と申しますか、科学の研究が進歩して
参りまして、やはり耐震性の研究等が
進んで参りますと、建築技術の向上
に伴つて、この程度までは耐震性が持
てるというところでだんだん伸びてきた
わけでございまして、その間に非科学
的な要素が入つておつたとは私ども考
えておらない次第でございします。

○木下友敬君 非科学的と言つたのは
私どものほうが非科学的で、八階がで

きてくれば八階まではいいのだなと
か、あるいは十一階ができたから十一
階まではいいのだという、われわれ國
民がそういう非科学的に判断をしてい
る状態である。しかし専門家としては
そういうわけにはいかないだろうとい
うことを言つたわけであつて、それは御
心配のないように。それと同時に、私は
いろいろの条件から勘案して、一体東
京なり大阪なりではどれぐらいの高さ
までいいかということの研究が、おそ
らく進められてゐるだろうと思ひし、
そうすれば法律の改正もして、そこま
ではいいのだということを実施される
わけですから、どういふふうな研究に
なつてゐるか。建築学会などのほうで
やつてゐるとすれば、後日ひとつその
研究の一端を私どものわかる範囲で委
員会に報告してもらいたい、こういう
ふうには思ひますが、委員長において
もそういうふうに取り計らつていただ
きたい。私の質問はこれで終わります。
○委員長(大河原一孝君) 承知しま
した。

○政府委員(齋藤常勝君) 御趣旨によ
りまして、取りまとめまして御報告申
し上げたいと思ひます。
○田中一君 北海道どうした。北海道
の耐寒住宅の情勢は。

○政府委員(齋藤常勝君) 資料をお配
りして御説明申し上げます。
ただいまお手元にお配りいたしました
資料1と2とございしますが、先般田中
先生から御質問のございました北海道に
おいて増築融資をいたします場合に、
簡易耐火構造にすべきものを木造にし
ておるのではないかとのお話でござ
いました。そこで私も直ちにこれを
北海道の住宅金融公庫の支所について

調査いたしました結果が、この資料のナンバー・1と書いてあるところでございます。これは上の欄が年度でございます。三十一年から三十六年度までの構造別、木造または簡易耐火構造で増築融資をいたしました件数をここに書いたわけでございます。ごらんのように総計におきまして木造が二千三百三十三件、耐火構造九十六件、合計いたしました二千四百二十九件というところに相なっております。この中で木造の増築の融資をいたしましたのは、すべて既存の住宅が木造であるという場合に木造の融資をしたわけでございまして、簡易耐火構造の場合におきましては、これは既存の建物が耐火構造である場合には、簡易耐火構造の増築の融資をしていくというわけでございまして、法律におきまして、耐火構造または簡易耐火構造以外の構造物に対する増築については、耐火構造または簡易耐火構造でなくともよろしいということになっております。そういうことで、私も調査いたしました結果におきましては、今申し上げましたとおりでございます。融資におきまして不都合な点はないものと考えておる次第でございます。

それから第二点の北海道におきまして国が建設し、または助成しておる住宅とか、あるいはまた住宅に準ずる建築物について、その構造がどのようになっておるか調査せよというお話でございます。資料の2というところは、この資料の2というのを掲示してございまして、これは公務員住宅、あるいは厚生年金住宅、入植者住宅、自衛隊の庁舎、それから刑務所、留置場というものについて調査ができましたのでここに掲示したわけでございまして、ごらんのように公務員住宅でございまして、厚生年金住宅、あるいは自衛隊、刑務所等につきましては、少なくとも三十六年度におきましては木造をやめておらないわけでございます。入植者住宅、あるいは留置場につきましては、三十六年度を見て参りますと、やはり木造がございまして、これはやはり入植地でございますので、そういうような点から木造のほうがよろしいというところから留置場等につきましましてはいろいろな事情があつて木造になつたわけでございます。全体から見ますと、やはり北海道における国の建設、または建設助成にかかる建築物につきましては、耐火構造または簡易耐火構造という方向で強力に推進しておるというように見ることができると思ひます。以上、調査の結果を報告申し上げます。

〇田中一君 これは留置場等は警察局長に質問しても答弁できないと思ひます。しかしどういふことでしょうかね、これは建設大臣に伺つたほうがよい……留置場というものは居住施設じゃないでしようか、刑法上の拘留期間というやつは二十三日間くらいで留置するようになっております。これは居住施設であらうと思ひますが、どうして今まで、まあそういう容疑者は焼死してもいいのだ、凍死してもいいのだというところではないと思ひます。入植者の場合には、これは経済的に、国の補助が豊かでないから、やむを得ずそういう自分の現金収入が少ないから、負担の軽いものというものがあつてと思ひますが、これだつて認めなければならない、バラツクのようなものを作ることは、難職者、難農者もあるがやはり恒久性のある住宅を与えれば、それによつて一つの基盤ができるわけなんです。その開拓政策としても、現にそういう法律ができていふんですから、それにのつた施設をするのが当然だと思ひます。これひとつ国務大臣として建設大臣から、無理かしらぬけれども。

〇国務大臣(中村梅吉君) 確かに田中先生の御指摘のように、留置場だからといって、やはり人間が入るのですから、北海道に適するように建設をすべきだと思ひますが、今この調査をした者に聞きましたらこれは警察の留置場だそうで、多分警察が手狭なために増築をして、留置場を作つていくという数字だらうと思ひますが、そういう関係で急を要するために増築坪数にこういう木造が多いんじゃないかと思ひますが、この点につきましては、私も建築関係の所管している役所としまして、ひとつ法務省にも問い合わせまして、警察庁からもいれませんが、よく所管の官庁と連絡をいたしまして研究をしてみたいと思ひております。

〇田中一君 入植者住宅は。

〇国務大臣(中村梅吉君) 入植者の関係も、実は私その資金構成等をよく存じないのではありませんが、これは農林省が北海道開発庁からの関係かと思ひますので、これは大体数字を見ますと約半半になっているようですが、なお、改善を要すべきことはもう理想として当然なことではございますから、よく相談をしてみたいと思ひております。

〇田中一君 北海道防寒住宅建設等促進法は建設大臣の所管なわけなんです。今までもこの点については法務省にも十分に注意しているんです、こへ呼びましてね。ところがそういう法律があるのを知らないというんです。おそらく厚生年金住宅の面も、今度新しく労働金庫を通じて還元融資をする資金のワケをとりまして、おそらくこれも木造が相当多いんじゃないかと思ひます。それは昨年の秋に大休話がついて、厚生年金の資金を労働金庫を通じて労働者住宅協会から流すというふうなことを話し合ひがついて出しておりますから、その点もひとつこの次までに警察局長調べて下さい。それとして、こうした法律を作つて、それがあつたらに空文化するということ、とに今前段に資料の第一として説明があつた増築部分にしても、一種の改良なんです。その増築部分というのは、逐次防寒住宅にしなければならぬことは明らかなんです、その際は増築部分も木造じゃなく、簡易耐火構造にしたほうがいいわけですから、今度のは償還年限も延びたんでしよう、北海道の場合は、それならば農民の負担も市民の負担も総額においては多額になりまされども、一応長期になれば月々の負担も軽くなるわけですから、やっぱりそういう指導をしたらわぬと困るのですがね、住宅金融公庫においても、それはどういふ方針をとっているのですか。今木造の場合は木造でいいんだというふうに考へておるのか。将来ともそれは改良しなければならぬ、あるいは新築しなければならぬということになるのは目に見えているわけですから、もうほんとうに老朽化してきたところの住宅に増築する場合に、これはもう増築しておもやを改築する場合にやっぱり木造になつてしまふのです。耐火構造にならぬのです。簡耐にならないのです。それはやっぱり増築部分でも耐火構造にしておけば、建て直す場合には耐火構造に持つていけると思ひます。その点は局長どういふ考へを持っておりますか。

〇政府委員(齋藤常勝君) 増築につきましては、この法律の規定もございまして、先ほど申し上げましたように木造につける場合には木造でございまして、この規定があるわけでございまして、これにのつて公庫はやつておるわけでございまして、相手方の希望によつて木造の増築をするという場合には、そのまま認めておるわけでございまして、ただ既存の住宅が木造で、そこに増築する場合に簡易耐火あるいは耐火にするということが、資金の面だけではない、あるいは居住者の立場からして、やはり継ぎはぎのような格好になつて適当でないというふうなことから、申し込みが出てこないというものが現状でございまして、公庫といたしましてはこういうような点を決して除外するといふような態度で臨んでいるわけではございません。それが融資を受ける、いわゆる申込者の方でそのように希望する場合におきましては、耐火構造にするというところで融資をしておるわけでございまして、現状は先ほど申し上げました資料のような調査実態になつていふことではございません。今後指導については十分にその点を徹底していきたい、こういうふう

に考えております。

○田中一君 やはり行政指導というものがあつて、その場合には現に三十六年度においても、十一戸というのは増築部分でも耐火構造にしてくれ、というものもいるわけです。簡耐に持つていくのがこの法律の精神なんだから、したがってそういう指導を強力に行なうということが必要なんです。従来ある今までやつた二千三十三戸の増築前の建築物というものは、どういう耐用年限を持っておりますか。あとどのくらいの耐用年限を持っておりますのか調べたことがありますか。もう四十年、三十五年というものに対して増築する場合には、これは木造だから木造の増築を許すのだということじゃなくて、やはり行政指導によつてこれはもうここで次にまた金を公庫から出しますから、公庫としてはお貸しするから、そのまま耐火構造にしないといふくらいは指導をしなければいけません。新しく作つたもの、まだ耐用年限がかりに十五年とすれば、三年や五年のものに対して増築しているのじゃないかと思うのです。相当古くなつた老朽化しているものに対する増築が多いのじゃないかと思うのです。そういう実態を見きわめれば、木造にすることは損だということも明らかにわかるわけなんです。それがやはり二百二戸に対し、十一戸という実態では、これは法律を作つても意義がないのです。これは今言つた法律の改正のときにはぜひいふんもめたのですよ。私は最後までいかにめつたのですよ。そういうことは、何らかの方法をとつて耐火住宅にしなければならぬということとを言つたのですけれども、当時多数

で、党内からもいろいろな政治的な動きがあつて当局がこれにきめられてしまつた。こういうことは建設大臣好ましくないと思ふのですよ。将来の住民のために国が進んで現状だけのことならば何でもできるのですが、それを将来の農民なり市民のためにそういう指導を強力にするということが必要なんです、行政指導が足りないからやむを得ず単行法を出したわけなんです。こういう行政指導面ではだめだからこういう単行法を出した。その単行法のこの法律の精神というものを、また逆にもとに戻すようなことをするなということとはあり得ない。またもとへ戻さなければならぬという理由はどこにあるか。こういう質問が私から出ればこれは答弁のしようがないわけなんです。

去年作つてまだまだあと二十年使えますといふものではないのです。おそろしく相当老朽化されて全体建て直ししなければならぬというやうなものが、多くこの増築の融資を申し込んできているのだと思ふのです。これはもう一ぺんそういう老朽度は、増築を申し込んだ二千三十三戸においてはどの程度のものであるか、実態はどうであるかといふことを少し調べて下さい。

○政府委員(齋藤常勝君) ただいまお話しした点はさらに詳細に検討したいと思ひます。しかし、先ほど私が申し上げたのは、公庫側として指導をしていないといふことを言つたわけではございませんで、現実に申し込みどおり貸付をやつてゐる。その場合に法律に「要しない」と書いてあるのを、法律との関係においては別に除外ということにはなつていないといふことを申し上げたのでございまして、今後の指

導につきましてはできるだけ簡易耐火構造で増築をするといふやうな方向に指導をして参りたい、といふふうに考へておる次第でございまして。

○田中一君 それが今言つたとおり建つてから一年か二年ぐらゐで相当使えるものならば、これはまた全体の構成からいって木造のほうがいいといふ場合もないとは言へぬと思ふが、そのおもやがどういふ程度のものであるか。おもやがおそろしく老朽化してゐると思ふのです。その場合にはこういう除外例があるけれども、それは許さないのだといふぐらゐな指導をしたほうがいいのではないか。この程度のものはこうしたほうがいいといふやうな指導をしたほうがいいのではないかと思ふのですが、それはどうですか。

○政府委員(齋藤常勝君) 増築の場合に木造であつては許さないといふやうな指導はちよつとしたしかねると思ふわけではございません。このことは、やはり増築についての融資といふものは、申し込みによつてそれを受けて融資をしていくわけではございませんで、個人の意思といふものも十分尊重しなければならぬ。しかも法律上はその場合は木造でもよろしいといふことになつておりますから、そこまで立ち入つて木造は許さぬのだといふやうな指導は困難かと思ひますけれども、できるだけ簡易耐火にもつていくやうに積極的に指導をしていきたい、かやうに考へております。

○田中一君 局長はやはり法律を作り法律を実施させる側ですから、住宅金融公庫を呼んで下さい。一ぺんもこの法律の審議では住宅金融公庫を呼んでいないから、実際はどうしてゐるかといふことを一ぺん知つたほうがいいと思ふのですよ。ことに償還年限も長くなるのだし、実情はどうかといふのですが、これは局長の口からは言へぬでしょうから、そういう実施状況も知つておくことも必要だと思ふのですよ。

○委員長(大河原一次君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(大河原一次君) 速記をつめて。
質疑を続けます。

○政府委員(齋藤常勝君) ただいまの北海道の、増築融資については、お話の点を十分配慮いたしまして、今後の指導に十全を尽くしていきたいと、かやうに考へます。

○委員長(大河原一次君) 他に質疑はございませんか。他に御質疑もないやうでございまして、質疑は終了したものと認め、これより本案について討論を行ないます。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もないやうでございまして、討論は終局したものと認め、これより直ちに本案についての採決を行ないます。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案、全部を問題に供します。
本案を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(大河原一次君) 全会一致であります。よつて本案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

す。一時半再開したいと思ひます。
午後零時二十九分休憩
午後一時五十六分開会

○委員長(大河原一次君) 建設委員会を開会いたします。
駐車場の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回までに説明を聴取いたしておりますので、これより質疑を行ないます。建設省当局のほか警察庁保安局長、警視庁交通部長が出席いたしております。御質疑の方は御発言を願ひます。

○内村清次君 建設大臣にお尋ねしたいと思ひますが、昨日この委員会から、駐車場の一部を改正する法律案の提出にんがみまして、駐車場の設置予定地その他交通の増高につきまして、都内の見学をやつたのですが、確かに特に東京都内における道路交通が、自動車交通量の増加のために非常に混乱をしてゐるという状況は、これはもう昨日見ましても論のないところでございまして、まあこの解消につきましては、政府のほうでも交通対策関係懇談会か、そういった交通関係の閣僚の方々が、緊急な対策をお立てになつてゐるやうな御方針を樹立されておられますが、この中でその懇談会のメンバーとして、大臣もお加わりになつてゐるというところは確認いたしておきたい。今までの経過といたしまして一体どういふやうな現実的な御対策をお立てになり、しかもこれは強力な実行力がないとどういふその解消はできないわけではございませんが、どういふやうな具体策を一体お立になつて今日まできておられるかどうか、その点を大臣

からお尋ねしておきたいことが第一点でございます。最近、私たちが見るところによりまして、昨日の見学を通じまして、確かに今回提出された法案の必要性は、私たちといえどもやはり認めざるを得ない段階にあることは、これはもう当然なことでございます。ただ駐車場のせつかく設置されておいても、その利用がまだ十分でないところもあるし、まだまだどうん作っていかなくちゃならぬというように、あるいはそれとともに国民の経済的な問題と関連をいたしまして、国民の権利状態について、重要な制限が規定されていくという点についての問題点もこれはございます。ただ私たちが特に考えておるのは、どうもその交通取り締まりは非常に厳格々々、強化々々という方向に進んで、そうしてその取り締まりのために民衆が非常に圧迫をされておる、あるいはその関係従業員の権利関係から生活権の問題まで非常に圧迫されておる、というような事態が現実起きておりはしないかという点もまた、これは概括的ではございますけれども、そういう感じもするわけです。で、関係懇談会でどういふふうな強力な実行力のあるところの基礎的で、しかも具体的な交通混雑を緩和する対策をお立てになっておるか、まあこの点につきましてまずお伺いいたしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) まず第一に現在御審議をいただいておりますこの指定地域の拡大及び相当の建設物、及び特殊用途の建設物についての駐車場の附置義務の強化、まあこういうことをさしあたり今国会でお願いをいた

しておる次第でございますが、交通関係の関係懇談会としましては、いろいろな手段を相談いたしておりますが、具体的なしほりまではまだ行きかねておるような状態でございます。で、目標としましては、中心部における路上駐車を何とか整理して早くなくしたい。せつかく一方交通にしましては狭い道路に列に駐車してありますから、もうやく一車線が通るという状態になって同じ一方交通でも流れが非常によくなります。そういうような関係で十分道路を高度利用してないという現状から見ても、早く路面駐車をなくしたい。路面駐車をなくすためには、やはり駐車場の設備が相当ありませんと、全面禁止もなかなかできませんから、早く駐車場の整備をしたい。これにはまあ従来やりかけの首都高速道路公団のやつております分、東京都が着手しております分、この促進をはかりますと同時に、できるだけこの国有地などであつておるところをひとつ駐車場の整備用地として使おうじゃないか、まあ場合によつてはその都心部の小学校の校庭まで、下を使わしてもらふという議論も出ておりますが、これら児童の遊園との関係、交通の障害等もありますから、簡単にはいかないと思ひますが、問題点としてはそういうようなところが出ておるわけであります。そこで現在できております駐車場を見ますと、せつかくできました駐車場がフルに利用されてないという状態もありました。これはやはり路面駐車というものは許されておりますし、こ

とにパーキング・メーターがありまして、そのほうがまあ時間の短い人にとっては安いものですが、できるだけ経費のかからないところへ駐車をしようという観念がまだ残っております。で、せつかくできた駐車場がフルに利用されてない。しかし今ある程度で路面駐車をもう少し大幅に禁止することもできない、こういう悩みがございます。これらを総合的に解決をしていこう。それから都心でない山手方面でやはり最近相当に交通が輻輳してきておりますので、むしろ幹線道路の十字路などのネックが輻輳するものですか、裏道を通ろうという車が相当ふえております。その裏道あるいは右折禁止の関連道路に該当するようなところが、現在駐車車をされて、まあ俗に申します青空車庫になつて一晩じゅう車を放置しておる。昼間も使わない車は置いて、ほりだらけになつておるといふのが非常に多いわけで、そこでこれらの車両を許可するときに、車両の許可に伴つて駐車場とまではいかなくても、自動車の置き場を必ず車両許可の条件にして、そして置き場のないものは残念ながら早急には車を持てないやうにし、それからもうひとつ山手方面や何かで関連道路、裏道道路として自動車が利用するような道路に青空車庫利用がなくなり、あるいはこれを禁止することができたらどうかといううようなこともやつたらどうかという話題が、実は出ておるわけでございます。これらもなかなか踏み切ります。今では乗用車は車庫あるいは置き場がなくても自由に持てるものから、それを急にそういうふうな制限することには、まだはつきりした結論は出ていないという状態でございま

す。ただトラックにつきましては、自家用トラックが従来は置き場を届け出させて車両許可することになつておりますが、これは単なる届け出でありまして、書面上何か書いておけば車両許可になる、こういうルーズなことじゃ困るから、これはひとつ警察のお力を借りて、ちゃんとこの置き場を保証する裏付けを証明させて、そしてまた場合によつては警察がはたして届け出の場所はあるのかないのか確かめて、その上で許可をしていただく、このほうはまあ大体固まりまして、ぜひ実施に移そうということになつております。が、まあいろいろそう言つたやうな問題を拾ひ上げまして、実施に向かつて進んでおるのでありますが、すぐにはやれないものもありますし、やれるものからやつていこうということで進めておるといふのが現段階でございます。なお駐車場の整備のために、資金も要するし用地も要りますので、これらにつきましては先ほども申し上げたやうに国有地の利用のあるいは場合によりましては資金の政府のあつせん、こういうことはやつていこうというところで、今話を進めておるような段階でございます。

○内村清次君 まあ大体懇談会のお話の内容、それからまあその重点のとり方につきましては、伺うことができたけれども、もちろんこの数々の問題は、これはまあ必要要件でございます。が、私たちが現実の状況から判断をいたしまして、一番民生の問題、職業を通じて都民の生活の問題を直結をしておる部面の一面で、特にその当該者、たとえばトラックを持つておる人、あるいは自家用を持つておる人、こういった方々の職業を通じての問題といたしましては、どうもその取り締まりの面だけが前面に出てきて、その面からくる混乱というものが、非常に大きく規模の影響が出ておるはいないか、ということのみが世論の中にわいて今出てきておるやうに私たちは考えるのです。と申しますのは、もちろん、都内におきまして、これは運輸委員会でも相当問題にもなりましたやうに、白タクの問題があつた、これは相当長い期間この問題については取り締まりの面、それからその監督省であるところの運輸省も、相当この問題については御苦心なされたことも存じておりますが、しかし、最近の新聞面を見まして、その白タクの問題は消えてしまった、今、路面交通の問題が大きクローズアップしておる。しかもまた一面におきましては、この取り締まりの厳格さのために、もうすでに業者の人たちが大会を開いて、そうして規制の問題に対して反対を起すというやうな大きな問題になつてきておる。で、あとで私は具体的な問題に取り組んで御質問申し上げたいのですが、私はこういった一つの過程としてはあるいは許さるべき問題であるかとも思ふのです。しかし、私は関係懇談会において、たとえばこの路外駐車場の建設を容易にするために、国有地を解放するなどして駐車場にするのだ、あるいは公有地を駐車場にするのだというやうなことは、基本的な緩和対策の根底として、国がやっぱ予算を組んで、そうして早く実施に移すべき問題ではなからうかと思ふのです。で、こういった金のかかるやうな問題にはなかなか踏み切らずに、題目だけ

掲げて、ただ取り締まり強化の面だけが先に行っておるといふ状態が今見えておりますから、とにかく業者が生活の問題と結びついて反対する、こういう過程を今たどっておりやしないだろうか、なぜ、こういった基本的な問題から、相当金も要することでありまして、金もやっぱりふんばって、実行しておいきにならないか。あるいは今回の駐車場法で、あとにも具体的に条文的にも質問をいたしますけれども、きのう見て参りますと、狭い間屋街で、大臣が言われたように確かに駐車面を各商店が持つて、路上に駐車させておる。それでもとて狭い道路が、より以上狭くなって困っておる。しかし、そういった車両というものは、これはどうしても商売をする以上持たなくてはならないのです。持たなければならぬ商売道具、生活上持たなくてはならない車両を路上に放置しておくようなことが、やっぱりそのまゝなされておるといふことは、これはやっぱり政府に対策がないことではないか、なぜ、その付近にいち早く駐車場を設けるような処置を今まで閑却されておったのかどうか。あるいはまたこの法律にはございせんけれども、共同でそういう駐車場を作るような法文というものもこの中に挿入して、そうしてあるいは義務づけさせていく、それには国費も出してやろうし、あるいは金融も出してやろうという方法でやっつけていかなければいかぬ、何かやはり路上駐車をそのまま放置しておるといふようなことも、従来の慣行からいたしまして、悪いとは思いますが、しかしなかなかそういう施設もないことだから、また、車庫的なあるいは

は駐車場的な土地を求めることができなから、余儀なく路上に放置しておるといふようなところもあるわけです。そういう点をやはり予算と見合せて、金を使って解決していくという、その關係懇談会の実力のあるところの実行方法をとらないために、取り締まりというものが先行していきやしないか、こういうふうに感じますが、大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(中村梅吉君) 駐車の問題は、確かに取り締まりを先行し、あるいは駐車禁止を強化したいと思ひますが、行き先のないものはやろうとしてもできないこととございまして、まず行き先を作ることに努力する必要がある、私もそう考へておるわけですが、現在、行政管理庁のほうで各国有、公有地の調査を一応されまして大体の数字が出てきておりますので、これらもどの程度駐車場として利用できるか、まあ坪数はだいたい新聞紙上に出しておりますのは、大きく出ておりますが、これは駐車場には向かないような場所の面積もみな入っておりますので、実際に活用できるものはどれだけあるかというところを、実は東京都と今、建設省で具体的に場所を調べて検討しておるといふ段階でございまして、それから、まあたとえば日本橋の問屋街のようなところは、問屋の方々が小型の運搬車両を持つておるといふ程度のところは、これはどうにも置き場所を急に作れといつても作れせんから、やはり通り抜け道路は駐車禁止をして、通り抜け道路でない横丁の、自らの裏口であるとかそういうところは、ある程度、これは幾ら取り締まり強化といひましても、車を置かしてや

らなければ商売がとまってしまうから、道路の高度利用といふことは大事であります、一面そういうことも適当に警察当局にも考へていただき、われわれのほうでも、そういう意見述べつつ適当にあんばいしていく以外には、さばきようがないのじゃないかと思ふのであります。いずれにしても、国家機関あるいは地方公共団体、民間でも最近では新橋、新宿、池袋、戸山等数カ所、相当大規模の駐車場建設を許可をとつて始めたところもございまして、こういった民間建設も今後奨励をし、総合してとにかく駐車施設を多くしないことには、路面を全然禁止するといふわけにはいかない性質のものじゃないか。こう思ひまして、せつかくわれわれとしましては駐車場施設をいかにしてふやすか、まあ具体案がまとまりまして、建設の場所としてはこれこれが国有地、公有地の中で使えるものがあるということが、しばしば出ましたら、それはもう何を差しおいても、国の助成といひますか、資金措置についても国のほうで世話をするよう、交通関係懇談会のほうでとりきめて、大蔵省なりあるいは開発銀行なりに、交通関係関係のほうから、ひとつ総意として申し入れをして、資金措置も講ずるように入力していきたい、こう思つて私も実は熱意を傾けておるようなわけでございまして、

○内村清次君 私の質問はまだありますけれども、交通関係……大臣の衆議院出席要求がきておりますから、田中君に譲ります。あとで質問いたします。

○田中一君 これは警視庁のほうに何うのですが、今度の法律の改正、もち

ろん警察庁を通じ、この改正の要旨といふものについての話し合いは十分済んだと思ふのですが、道路交通法から見ると、御承知のように駐車場は一つの、何といひますか、施設のわけですから、今までの実施にあつたの矛盾とか困難とかいふものは、何か特別のものはありませんか。というのは、二、三の相当大規模な地下駐車場もできました。あの駐車場は、何も五キロも十キロも先の車が来るわけじゃありません。やはり周辺の車が駐車するのであると思ひますから、緩和されておるかどうかという問題とか、たとえば路上駐車場にしても、それが非常に変更されておりますね、そういう点、どういふ見通しのもとに——公安委員会一切の問題は話し合つてきめられ、また変更されたいと思ひますけれども——実施されて、今日までの間にどういふ変化があつたか。

○説明員(内海倫君) 警視庁の交通部長でございまして、東京都の実情を申し上げたいと思ひますが、この法律が施行されます以前は、非常に路外の駐車場も少のうございまして、たまたま路外の駐車場を作つておりましたも、設備の点、あるいは特に出入口等の設備が非常に不備なために、非常に困つた点があつたわけでございまして、この法律が施行されました以後は、かなり路外駐車場も増加いたしております、またそういう設備につきましても、警察あるいは道路管理者の間で種々検討いたしまして、その出入が、接近する道路に対する交通を妨害するといふふうなことがないような配慮も、かなりいたしておるのであります。そういう設備そのものは、それ以前のも

のに比べますと、非常に合理的になつておるようによろしく考へます。

次に、路外駐車場ができたことによりまして、その付近に駐車いたしておりました車がどうなつたかという問題でございまして、まず、こういうことが言えると思ひます。路外の駐車場ができましたことによりまして、ある程度、在来、駐車禁止をしなればならぬような交通困難な状態であつた場所が、駐車場がないために、なかなかその辺、踏み切れなかつたことが、ある程度踏み切ることができて、非常に、何といひますか、交通の状態が改善されたといふうな点は少なくございせん。現在、都内で千四百キロにわたる延べ長の駐車禁止を実施いたしておりますが、そういうものの非常に多くは、やはりこの法律施行後の措置でございまして、そういう点では、非常に大きな効果が上がつておると思ひます。

次に、その駐車場のほうに多く吸収されて、よりよくなつておるかどうかという問題でございましてけれども、この点は、駐車場の条件と申しますのは、料金あるいはその地理的条件といふうなものと考へ合わせまして、せつかくできておつても、なおかつその利用が必ずしも十分でないといふうな点も二、三見受けられます。また、付近に路上駐車がでる場所のある所は、どうしてもそういう所に駐車いたしますので、それが駐車場のほうに吸収されない、こういうふうな事情のある所も、所によりましてはあろうかと考へます。なお、最近できました高速道路公園の駐車場のよう、設備もいろいろいいわけではござい

が、現在道路工事等が非常に付近で進行なわれておりますために、その場所がはつきりしない。あるいはそこに入るのに非常に入りにくいという条件のために、利用が幾分おくれいているというような所もございます。

もう一つ、路上駐車場の問題でございますが、これは法律にもありますように、路外駐車場が整備されるまでの暫定期間として私もこれを考え、また見ているわけでありましたが、やはりこういうものが数年前に設置された場所、その後の非常な交通状況の変動によりまして、やはりせっかく設けられた路上駐車場ではあるけれども、場所を変更せざるを得ないというふうな場所が出て参りました。すでに何か所かにつきましては、道路管理者と話し合いをしまして変更された場所もあるわけでございます。

概要以上のとおりでございますが、私もとしましては、現行法ができてから——やはりいろいろな問題がたたくさんございますけれども——駐車問題について大きな効果が出ていたことは否定できないと考へます。

○田中一君 今東京都の場合、走行中の自動車に対する、何といひますか、取り締まりというのですか、またそれ以外の路上駐車場の、あるいは路上に放置する車両の取り締まり等をやっているのは、専門の交通係の巡査ですか。それともあるいは交番等にもその権限があるのですか。それで何人ぐらいいるのです。

○説明員(内海倫君) 駐車場の取り締まりに限りませんが、道路交通法の施行につきましては、すべて警察官はその権限を持っているわけでございますが、

しかし当然その取り締まりに従事する者は、専務の交通警察官が中心になり、さらに交番等に勤務しております外勤警察官が、一緒になっております。

○田中一君 何人ぐらいいるのです。

○説明員(内海倫君) 今専務の警察官が、本部並びに各警察署合わせて二、二百名、数字があるいは正確な点では若干前後するかと思います。二、二百名ほどでございます。それから外勤の警察官が、大体これも大よその数字でございますが、約一万名でございます。

○田中一君 これでは不十分のことは、われわれが常に見聞するところなんです。が、どれくらいあれば大体——車両の混雑云々ということは別に——その面だけは一応法を守らせるようなことになし得ますか。

○説明員(内海倫君) いつも私も、どのくらい要るかということ、いろいろ計算もいたしたり、いろいろな検討をするのでございますが、はなはだ無責任な言い方でございますけれども、現在の状態で、どれだけあれば、どういふふうな効果が上がるといふことの効果測定は、たいへんむずかしいわけで、したがって、私も今警察庁のほうに申し上げておきますことは、第一点は、この駐車している車については別問題でございますが、大体動いている車につきましては、やはりそれと同じように、動いている取り締まりをやらないと効果はございません。したがって、およそ交通取り締まりに従事する者であれば、それは専務員であるといふのは外勤員であるといふのを問はず、とにかく、それに必要な機動力を整備してもらいたいといういわ

ゆる整備の充実という点を一つ言っておるわけでありませう。

それから、やはり取り締まりに必要な合理的ないろいろな器具、機械、装備が必要でございますので、そういうものの充実を期待する。さらに、人数におきましては、大体私も今まで計算いたしております場合、機動力——要するに車によって取り締まる場合は、車両千台について一台の白バイのようなものが必要であるといふことをずっと言ってきたわけでございますけれども、今日のような状態になつて参りますと、それはよほど条件が変わつて参りましたので、再検討をする必要がございます。実は、現在そういう面について、交通量あるいは道路延長、道路条件その他との関係で、もう一度計算を直しております。

それから一般的な数字で言いますと、これもなかなかいろいろな点でむずかしいわけでございますが、まあ私も比較的よく行なわれておると思われ、外国の警察の数字を見てみますと、大体、全警察官の一三〇ないし一五〇が交通警察官に充てられておる数字のように計算されます。現在それに比較しますと、警視庁の場合は、全国では分厚くなつてはおりますけれども、それでもなお八〇程度でございますから、まあそういうきわめて無責任で科学的でない数字をあげて比較しますならば、そういうことも言えるのではなからうか。まあいろいろな角度から考えまして、今合理的な根拠を考えつつございまして、さて何人というところになりますと、私も今確信を持つた数字を申し上げかねます。

○田中一君 これは計画局長にも関連して伺つておきますが、住宅局のだから、いませうか……。

これはもう一べん内海さんに聞きますが、いわゆる民間の駐車場的な広場と申しますか、そういうものが従来の建築基準法では強い制限がある。駐車場の制定以来、各都道府県の条例でもつていろいろ緩和されております。それが東京都の場合には、どういふ程度まで緩和されたのですか。建築基準法上の緩和を言っているのです。

住宅の場合ならば二台以上のものを置くような車庫は認めないとか、今まであったはずなんです。それが条例によつて、今度もう少しそれを広くするとか、あるいは道路の制限というものを緩和するとか、たとえば六メートル以下の道路の場合には車を置くことはできないんだというふうなものがある。これは幅員五メートルなら五メートルで駐車場を作つてもよろしい、こういうような緩和があったはずなんです。どうですか、それは。建築基準法上の緩和です。

○政府委員(前田光嘉君) 建築基準法におきまして、先生の今御指摘のような緩和措置はないかと思つておりますが……。

○田中一君 さっき言っているように、建築基準法上の条例による緩和です。私の言っているのは、法律としてきめておらないで、全部それは都道府県の条例にまかしておるはずなんです。そのケース、ケースでもつてですね。したがって、都条例でどういふように緩和したかというのです、もう少しくだいて言うならば。

○政府委員(前田光嘉君) ただいまのお話は建築基準法に關しますので、詳しく承知しておりませんから、住宅局の担当者からかわつて御説明を……。

○委員長(大河原一孝君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大河原一孝君) 速記を始めて。

○田中一君 そこで、交通違反の罰金、月額平均してどれくらいあります。東京都を聞いています。

○説明員(内海倫君) 今、私手元に資料を持って参つておりませんので見当ける道路交通法上の、東京都内で課されたものの総額は、もし私の記憶で間違ひございませんでしたら、四億五千万円前後でなかつたかと存じます。ただこれは資料に基づいておりませんので、あるいは誤差があるかもしれません。たしかその辺の数字だつたと思ひます。

○田中一君 国全体では。

○政府委員(木村行藏君) 国全体では昨年一年でおおよそ四十数億……。

○田中一君 これは内海さんの間違ったらうな。四十数億の一割が……。人口が一割というけれども、罰金は一割以上だらうと思う。四十数億の一割で四億五千万円程度で一割になると思ふけれども、罰金のほうは、東京のほうはもっとあるのじゃないかな、まあそれはいいです。

これは簡易裁判所ですね、で、こゝでやっている裁判官等は、どのくらいこれに人がかかつておりますか。

○説明員(内海倫君) 私裁判官のほうは何人従事しているか、これもはっきり覚えておりませんが、たしか裁判官

お話を建築基準法に關しますので、詳しく承知しておりませんから、住宅局の担当者からかわつて御説明を……。

○委員長(大河原一孝君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大河原一孝君) 速記を始めて。

○田中一君 そこで、交通違反の罰金、月額平均してどれくらいあります。東京都を聞いています。

○説明員(内海倫君) 今、私手元に資料を持って参つておりませんので見当ける道路交通法上の、東京都内で課されたものの総額は、もし私の記憶で間違ひございませんでしたら、四億五千万円前後でなかつたかと存じます。ただこれは資料に基づいておりませんので、あるいは誤差があるかもしれません。たしかその辺の数字だつたと思ひます。

○田中一君 国全体では。

○政府委員(木村行藏君) 国全体では昨年一年でおおよそ四十数億……。

○田中一君 これは内海さんの間違ったらうな。四十数億の一割が……。人口が一割というけれども、罰金は一割以上だらうと思う。四十数億の一割で四億五千万円程度で一割になると思ふけれども、罰金のほうは、東京のほうはもっとあるのじゃないかな、まあそれはいいです。

これは簡易裁判所ですね、で、こゝでやっている裁判官等は、どのくらいこれに人がかかつておりますか。

○説明員(内海倫君) 私裁判官のほうは何人従事しているか、これもはっきり覚えておりませんが、たしか裁判官

これは簡易裁判所ですね、で、こゝでやっている裁判官等は、どのくらいこれに人がかかつておりますか。

○説明員(内海倫君) 私裁判官のほうは何人従事しているか、これもはっきり覚えておりませんが、たしか裁判官

で七名。

○田中一君 東京都全部。裁判官並びに書記その他たくさんいるでしょう、罰金を取るために。

○説明員(内海倫君) それはちよつと私承知いたしております。

○田中一君 警察庁わかりませんか。

○政府委員(木村行蔵君) ちよつと数字が手元にごいませんで、御了承いたしたいと思ひます。

○田中一君 現在の駐車場法による今までの施設が、今回このような、もう少し徹底した方法で交通緩和の一助にさせようということになっておりますが、今度の法律改正で東京都の場合、警視庁が考えているものの何パーセントぐらい、何十パーセントぐらい、それが緩和される見込みですか。

○説明員(内海倫君) どのくらい実際に駐車場が、この法律に基づいてできていますか、それによりましてまたいへん違うと思うのでございますが、ただ手がかりになる数字といたしまして、これは昨年の秋に調べました深夜の数字で、深夜に東京の二十三区内に置きっぱなされている車が、大体七万台ございまして、これはいわば通称いわれるところの車庫なしの自動車であるのかと考えられます。

それから、もしこういうものが今度の改正によりまして、駐車場の設備のできる地域がかなり広がって参りましたので、そういう地域に積極的に路外駐車場ができて参りますと、在来も今度の法律で拡充される地域にかなり駐車需要の問題が大きく出ておりますから、この方面につきましてはどこまで解決ということ、私、はかりかねますけれども、かなり大きな効果を生

み出すであろうという期待は持つております。ただ、しかし現在の東京の状態で申しますのは、御存じのような状態でございまして、なかなか私どもが現在予想いたしましたも、それを追っかけるように交通量がふえておりますので、そういうものが実現いたします場合、またどういふことになりま

○田中一君 民間の路外駐車場というものの対する助成措置は考えないでいいのですか。——警視庁に一ぺん聞いてみたいんだ。前田都市局長にはゆくり質疑いたしますから……。警視庁のほうに聞いてみる。そういうものがあつたならばと都合がいいという

○説明員(内海倫君) そういふことについての責任の立場にございませんで、私の申し上げることはなほだ無責任かも知れませんが……。

○田中一君 いや無責任に言つて下さい、何でも。

○説明員(内海倫君) 私どもの立場から申し上げれば、やはり路外駐車場というようなのは多ければ多いほど、道路からそういう車が減るわけでございます。また先ほども申しましたように、本来駐車禁止をすべきであらうと考えられる所も、ほかに駐車すべき

場所が考えられないために、やむを得ずいろいろ苦慮しておる場所もございまして、そういう点については問題が非常に容易に解決すると思ひますので、そういう点では、とにかく私どもはそういう形であれ、路外駐車場が増加することは最も望ましいこととござい

○田中一君 自家用車を持つている人たちは、最近自分の職場というものがかなり遠い所にたとえ路外駐車場があつても持つていこうとしないわけなんです。そこで、まあいって言うならば、三原橋の向こうに何とかという活動写真がありまふ、あそこはだれが置いておいたつて——あそこは駐車場みたいなものがありますから、あそこへよく置いてくるのです。それからここに、市街地建築物に対して一応そうした駐車場の施設をしなければならなくなつておられますけれども、地下なんということにはなかなかできませんけれども、路面にあつた場合——路面に

ない、地上にあつた場合、そういう敷地がね、かまわずぽんと置いてきて、それっきり置いておくということがあり得るわけなんです。あるわけなんです。その六階に來ているか八階に來ているかわからぬけれども、とにかくその建物に用事があつて来たお客さんでしようが、建物に用事がある者は置いていいわけですから。そういう場合がたぶんあるのですよ、最近。必要

な自分の建物の利用者というものは置けないで、全然関係のない人がぼんと置いてきていふという例がたぶんある。特に自分で運転する、運転手のない人たちが多いわけですが、そういうものに対してはどういう現在措置を

とつておるのですか。そういう人がかりに主のわからぬものがここに來ているから、これを持つて行つてくれという場合には、その要請があれば持つて行くのですか。それともそういうことはありませんか。

○説明員(内海倫君) 私どもで言ふことは、駐車禁止の場所、あるいは法律で定められてある駐車できない場所に車を置いてある場合につきましては、これは法律上の措置をとりまして、それが以外の点につきましては道路法による取り締まりということとは困難でございます。たとえばまあ私有地に全然自分の関知しない車が置かれてある。これ自体は私どもの交通警察の立場からは特に問題にするところではございませぬ。しかし、もしその所有者からどうしても管理権侵害であるというふうなことになるれば、あるいはそういう関係における法律上の要件によつて処理されることはあるかと思ひますが、私の現在までの経験では、まだそういう問題はいたしておりま

せん。それから事のついでに申し上げておきますと、警視庁としましては、民間の空地などをあつせんし、あるいは所有者といふいろいろ相談をいたしまして、一般的に無料の駐車場として開放してもらつていふような場所も相当ござい

ます。こういうのは非常に公共的にやつていただいているわけにござい

府が一方的に設備投資の抑制をしております。ビルなんか建てさせない。建てるのなら勝手に自分の金で建てなさいということになるのでしょうか、結局銀行等が貸さない。そうすると、やむを得ず一年なら一年、二年なら二年という間その敷地を放置しておくものがたくさんあるわけなんです。そういうものに交通緩和のためにそれを利用させるといふことを助成する方法がもしあつたならばどう思ひますか。いいと思ひますか、悪いと思ひますか。助成する。単に警視庁が要請してその御好意に甘えるのじゃなくて、そういう助成するという方法があつたほうがいいと思ひますが、どうです。

○説明員(内海倫君) 先ほど申しましたように、私どもとしましては、できるだけ路外の駐車施設が増加することは望ましいわけにございまして、そういうことで適切な措置がとられまして助成し得ることにつきましては、私どもも大いに望ましいものと思つております。

○田中一君 それからさっきも伺つたのですが、今まで路上駐車場があつた所を撤去してわきに持つていくのが往々ある。この法律でできた最初のころに一応計画として設置された路上駐車場の数と、現在ある数はどのくらいになつておりますか、警視庁管内で。

○政府委員(前田光嘉君) 路上駐車場は、当初は三十四年三月現在で三千台にございまして、その後地区の拡充もございまして、現在は四千三百余台になつております。

○田中一君 先ほど内海さん言つていふように、最初に考えられた路上駐車場は、その後の交通状態の変化によつ

てそれを廃止したという理由は、その後それは特別に交通が激しくなったからと言う。初めからわかっておったけれどももやうたというのですか。そこを後にどうしたという交通が激しくなったから撤去したということなんですか。見込み違いだったということなんですか。警視庁に聞きたい。

○説明員(内海倫君) その詳しい事情は、また局長のほうからお話があると思いますが、私どもの了解いたしております点では、設置当初は必ずしもそこが不適とは考えられておりませんが、やはりその後における交通量の増加あるいは道路工事等も非常に多くなっておりますので、道路の使用状態が非常に変化して参りますので、そういう変化に対応したものと考えております。これはいづれも道路管理者と警視庁が相談した上でのあれでございます。

○田中一君 公安委員会に持ち出す駐車場等の話し合いとか相談とかというのは、大体において警視庁のほうから先に、これをこうしてくれぬか、あれをこうしてくれぬかという注文が常にいくのでしようね。向こうのほうから、東京都のほうから、こうしたいけれどもどうだろうかというよりも、路上駐車場の場合は、あなたのほうで状況を見て、こうしてくれ、ああしてくれというような注文をつける場合が多いんじゃないですか。

○説明員(内海倫君) 設置をいたします場合は、御存じのように、道路管理者のほうで計画を作りまして、それに對して交通上の意見を私たちのほうが述べる。それから設置されましたあとのものについては、本来原則的にはと

やかく言うべきものではないと思ひますけれども、今申しましたように、特別交通量の問題が大きく出て参りますような場合には、要望事項として管理者のほうに申し出るというふうなこともいたしておきます。要するに、緊密な連絡のもとで種々意見交換はいたしておきます。

○田中一君 もう少し警視庁の状態を聞きたいんですが、あなたは二時半からと言うから、ではこの程度にしておきます。

○内村清次君 先ほど取り締まりの面が先行しているんだ、で、非常に世論が起き、関係者の反対という問題が今起きているんだというのを私は大臣に質問したわけですね。先ほどあなたの御答弁では、深夜に路上に放置されてあるところの駐車車が約七万台あるんだと、きのうのバスの中で聞いてみまると、東京都のほうの管理関係では四十年に一度に大体十万台だというふうな話もしておいたようなんです。しかし、数の問題は見通しの問題ですから、現実にはあなたのほうで七万台だと言え、まあ七万台の問題で質問していきたいと思ふんですが、七万台で、これはあなたのほうではどういう取り締まりをやっていますか。

○説明員(内海倫君) ただいま申しましたのは、要するに道路の上に置いてある車でございます、これは必ずしも、現状のもとにおきましては違法な状態のものというわけではございません。取り締まりをする必要のある、いわゆる違法駐車ももとよりこの中に入っておりますけれども、御存じのように、現在道路に駐車禁止、あるいは法律上の駐車禁止になってお

る場所であれば、駐車することは合法でございます。

○内村清次君 まあそういう御答弁を聞けば、私たちも、いろいろ関係者から苦情が出て、陳情がありま問題につきましても、実は政府のほうで、あるいはまた都のほうで、対策的な、もうやめた公有地または国有地あたりに駐車場の設置がないというふうな事態において、これは万やむを得ぬというふうな点も考えられるわけですから、私も、私がお聞きしたいことは最近は一〇番のほうから来て、そうすると、盗難予防と言つて、その所有者に、晩だろが、深夜だろが来て、たたき起して、そして路上駐車車の車両を移動させるというふうなことを警視庁のほうでやっておられるそうだが、そういう事実は聞きましたか。

○説明員(内海倫君) 具体的にその事実について、どこでどうというのは私聞いておりませんけれども、今おっしゃるようなことに思ひ当たる点を申し上げますと、実は私どものところにもほとんどひっきりなしに電話がかかってきます。どこそこ、ここに車が置きっぱなしで、どうにも私の車自身が出入りできないというふうな声で、これは警視庁へおいて願うとわかるのでございしますが、私どもは朝から晩まで苦情の電話のかりっぱなしというふうな状態でございます。そういうことで、昼の間は私どもは応接いたしておりますが、夜になりますと、大体一〇番に入るわけですね。一〇番は、御存じのように、取り締まりというよりは、これはもっぱらサービスをやっておるわけでございます。やはりそこにすぐかけつけてみる、みますと、やはり駐車禁止

の場所であつたり、あるいは法律上の駐車禁止という場所が、別に駐車禁止という表札が立っておるわけではございませんので、そういう所に置いてあるとなりますと、事実迷惑が生じておれば、その所有者の人に対してあるいは移動方を依頼するというふうな事実も私はないことではないと想像されます。今のお話で、取り締まりの問題で一番実は苦しんでおるのは私どもでございます。いまして、今言いますように、いろいろな所から、一体警視庁は何をしていんだ、車があつちこちやりっぱなしされておるといふことで、一生懸命いろいろやるわけでございますが、また今度は、ある一面からは、やれば、血も涙もない、こういう非難も受けるわけでございます。まあ私どもの立場はそういうところでございしますので、よろしく御了承願ひたいと思ひます。

○内村清次君 それは僕の前あたりもだいぶんある。それは個人の住宅の所有者としまして困つた問題は確かにあるわけですね。しかし、その業者自体に對しまして、それは警官のほうで注意して、そういう所に置いておるのだから行つてもらいたいというふうなことを仲介してやっていたかどうかの点については、それは警官そのものに感謝しておるわけですね。家の持主は感謝しておる。

ただ、そのために罰金を取つたという事例で、もちろんその業者、これもだいたいぶんしかられたらたうらなうが、とにかく罰金を取られたというふうな問題があつて、少しひどいじゃないか、便乗的な取り締まりで、しかも罰金まで取るというところはひどいじゃないか

というふうなことを私たちに訴えてくるような業者の人もおるわけですね。それから第二の点は、こういう事態があつたら、これは聞いておいて下さいね。これはあなたのほうでは道路交通取締法で取り締まっておられるのだから、どの項によつてこういう罰金というものがなされたか。これは、実態としては、トラック業者が、この従業員に對して一台当りがつておつた。たまたまその従業員が、この前の流感のために、仕事を終えて家に帰つて、実はコップ一ぱい、コップ一ぱいきつと飲んじやうた、かぜを早くなおさなくちゃならぬというので、それで歩いて薬店へ行くんだったらよかつたけれど、そこに交通取り締まりの巡査から引っぱられちゃつて、そうして罰金が二万円、いいですか、そうして三ヶ月間運転停止、これを即決でやられちゃつた。その人の給料を聞いてみると、大体私は二万円もらつておるんだ、一ヶ月間は食われません。その上に三ヶ月間の運転停止を命ぜられました、こうやつた罰金を受けた。平素はまじめな人だけれども、そういうような罰金でどこの何条にあるか、部長さんどうだろう。

○説明員(内海倫君) 罰金は御存じのように道路交通法に従ひまして駐車につきましましては、たしか四十何条から数条ございまして、それに伴う違反の罰金罰則のほうの規定にあるわけでございます。それから酒を飲んだ者につきましましては、これも道交法の六十何条からございまして、酒を飲んで運転してはならないという規定がございまして、その罰則が道交法について

と

おるわけでありませう。

したが、いま、しゃくし定木に言いますと、そういうきつちつといくのが建前でございますが、私は常に、できれば警察官、ことに交通警察に従事する者は、大岡裁判のような気がほしいわけでございます。なかなかしかり現場に立ちますと、いろいろな状況に立ち合います関係上、いろいろなさういうふうな御意見の出るような、実情から照して酷に過ぎるというものがあろうかと思ひます。私も、その点は非常に警察官の取り締まりの面におけるあり方について、たびたび話し合ひをいたしておるわけでありませう。先生のお話の今のようなのもありませうが、今度は逆にとても頼知をきかしてうまいこと民主的にやってくれたという非常に喜んで手紙も参るわけでございます。

どうもやはり警察というものは、いろいろそういう両方がございませうで、悪いほうは、今後できるだけよく訓練いたしまして、いいほうになるように教養したい、こう思っております。

○内村清次君 そういった一面のあることはよく存じておりますが、しかし私たちがいへども、ただそうやうな罰せられた者の味方に立って、あなた方に質問するわけじゃないですよ。それは運転手が酒を飲んで運転することに對しては、私たちは絶対、これは筆と書いても賛成じゃないです。またトラックがあつた大あばれをするような点に對しても、死傷の原因について、これは十分運転手に注意義務を与え、あるいは罰則の強化もするという点については、私はわかつておるのですけれども、どうもやはり、こ

ういった取り締まりというものは、やはり直接運転手にも一番痛い問題です。から、人情的に、たとえば最近のおまわりさんを見ると、もうこわくて鬼のようだ、自分たちの理由も聞かずにすく罰金を取る、あるいは運転停止をやらせる、こういう態度というものが非常に今尖鋭化しておるのだというような風潮も聞くわけですね。

そうやったならば、私たちはやっぱり取締まりの強化というものが先に出て、そして非常に世間の自由な人権の保持に對して、何と申しますか悪影響がありやしないかというのを心配するわけですね。直接そういう人といへども、生活を持っておりますから、だから、やっぱり取締りの面については、一応嚴重な注意は、これは必要でございますけれども、やっぱり、幾らか情味のあるような立場でやると、特に悪い問題に對しては厳しく当たつていくというふうな態度をとってもらわないといかぬじゃないか。

それから先ほど大臣が言われましたように、今回、本月の二十日から規制されるという、そういう車庫のないところのトラックの免許に對しましては、一切新免はしないという点も、私たちはまだ問題が起ころやせんかと思ひます。それと大きな交通問題からいふならば、車をとにかく制限していくのですから、もう運転させないという方針ですから、これは、そうすると、車の増加台数というものが減っていくというのですけれども、やっぱりその先に根本的な問題がありやしないか。こういう民有地も、特に空閑地がないような地帯で、買えばうんと高い地価で買わなければならぬという

ようなところに車庫を作らなければならぬ義務——まあ当然の義務かもしれない。しかし、一台増車するため、ようやくその運送店の経営が成り立つていくという場合でも、全然駐車場の利用もできない、車庫としての敷地も買つことができないというふうな場合のときに、それで非常に経済的に詰るというふうな問題も、その中には派生して参りますから、そういう点もやっぱり考えあわせて、まず根本的に、政府は大きなほうから解決していくというふうなことをお考えにならないかと、どうも小手先の問題ばかりに強化されておるのではないかと感じが非常に強いておるわけですから、この点は一つ申し上げておきたいと思ひます。

○田中一君 この駐車場の改正によつて、しつて言へば駐車場の成立によつて行なわれた建築基準法上の条文の都道府県条例の緩和といふものは、どの程度まで緩和されたかといふことを、さつき質問したのがね、たとえば駐車場法制定以前の駐車場——車庫で、すね、車庫の条件が、駐車場法ができて以来どういう工合に——私はこの条例のほうで緩和されたように聞いておるのですが、どの程度緩和されたかというふうな点を……

○説明員(前岡幹夫君) 条例と申しましても、各都道府県で施行しておりますのでございませう、私のほうとしては、十分把握しておるわけでありませう。

○田中一君 東京都を聞こう。

○説明員(前岡幹夫君) 東京都のお話のようでございませう、聞いております範囲では、別段緩和したというふうなことは聞いておりませう。

○田中一君 たとえば東京都が行なつておる条例では、車庫を設置する道路は六メートル以上なくちゃならないとかいふような制限があつたさうですよ。それがたしか五メートルになつたというふうに聞いておるのですが、そんなことありませんか。

○説明員(前岡幹夫君) 私が聞いておる範囲では、そういうことはなかったように聞いておりますが、なおよく調べてみたいと思ひます。

○田中一君 これはひとつ大臣に申し上げますが、駐車場といつても、これは車庫なんですね、言葉をかえれば、それは個人の住宅でも二つの車くらゐはいれるものは、車庫として認めようといふことになつてゐるのです。が、それ以上のものは、なかなか建築基準法上では認めないはずだと思ひますが、そこで、そういうものは考慮されないで駐車場法だけをかけるというところは間違ひなんですよ、同じ都府県でも、どういふものを扱つておるか、どういふ工合に扱つておるか、実際にいって、法律では一々こまかいものは条例にまかしておりますから、それをやっぱり完全に実態を把握して、そして法律を作るなら作る、改正するなら改正しなければならぬと思ひます。それで都市局長に聞けば、そのほうは、建築法はわからぬと言ひ、また、住宅局に聞けば、それは条例のことはわからぬ、それじゃ困るのです。

○政府委員(前田光嘉君) 建築基準法と車庫の関係につきましては、御承知のように、現在、建築基準法におきま

して、住居地域におきましては、五十平方メートル以上の車庫を認めておりませう。ところが、今回の改正によりますと、住居地域にも駐車施設を設ける場合がございませう、その点は、建築基準法の一部を改正いたしました、一定の場合には、現在の五十平方メートル以上の場合でも許可できるようにする案をつけております。

○田中一君 だから申し上げるのです。建築基準法上の問題なんです。実際に、どういふ扱いを各都道府県はしておるかというところは、的確に握らなければならぬ、おそらく都市局でも、それを範囲——範囲というか、その容積を定めたからいいんだらうといふことじゃないと思ひます。的確に実態というものを、法律というものを、やたらにその役人諸君が、いろいろなデータによつて一つの最大公約数を発見しようとしてゐるのではありませんか、やはり実態というものを、地方々々の実態というものを、はっきり見ないといけないと思ひます。実際、そういう点はどうなんですか。

○政府委員(前田光嘉君) ただいまの住居地域における車庫の関係は、実は条例ではきめていないと私も承知しております。そういう意味において、建築指導課長も承知してないと思ひますが、これはこの法律によりまして、五十平方メートル以上のもので許可する場合は、都市計画としてきめたもの、きめた路外駐車場というものと、それともう一つは、政令で画一的に定めるわけでございますので、各地域におきましては、条例で差等をつけないだらうと思ひます。

○田中一君 それじゃ前岡君、どうす

るのですか、基準法上、車庫という形は……、東京都の場合ですよ。

○説明員(前岡幹夫) 東京都におきましては、東京都建築安全条例、東京都の条例でございますが、建築に関する条例でございしますが、この中に自動車庫のことについて若干規定を設けております。その根拠となっておりますのは、建築基準法の四十三条、つまり、道路と敷地と建物の関係について、条例で制限を付加することができるとなっております。

したがいまして、この關係で、特に道路との關係で、幅員六メートル以上の道路でなければならぬ、曲がりかどから何メートル離さなければならぬとか、そういうような内容の規定がございます。それからさらに、基準法の四十條に、地方の特殊事情によりまして条例を作ることができるという規定がございます。それによりまして若干の拘束規定があるということでございます。

○田中一君 それは、私の承知しておる範囲では、駐車場法ができてからには、多少新道交法ができてからは、緩和しているような条文になっているというふうには承知しておるのですが、それはどうですかということを聞いています。

○説明員(前岡幹夫君) 私、寡聞にして、その後、緩和したというふうには聞いておりません。

○田中一君 東京都から呼んで下さい。
○委員長(大河原一次君) 承知しました。

○田中一君 結局、いろいろ法律改正もけっこうですが、私どもも大賛成です。

しかしながら、実態がどうなってお
るといふことと、それがこれだけで十
分かといふことを、やっぱり道交法を

持つ所管官庁、あるいは駐車場、車庫です。すから、一種の車庫等を持つための建築基準法上の問題点等々が、やっぱり相当理解され、消化され、そして国民がそれを納得する形において法律の改正はなされなければならぬと思うのです。ましてや、警察庁は別ですけれども、建築の問題、それから都市計画上の問題とか、あるいは駐車場の問題、

道路の問題等は、同じ建設省の所管とされておるもので、そういうものを的確に把握して法律を改正してもらわなければならぬと思うのですよ。問題は、駐車場法が住宅地区まで伸びる、同時に、住宅地区でも遊んでおる土地があれば、どんな路外駐車場として活用すべきだと思うのです。

そういう、警視庁がいつておるように、好意に甘えてやっていくのじやなくて、奨励すべきだと思う。警察庁では、全国的にそうしたものをお調べになったことがありますか。交通閣僚懇談会では、いろいろ建設大臣が初めから、一番何というか、先頭に立って、いろいろな発言をなされております。

しかし、それは国有地とか公共用地というもののほかに、民有地も遊んでおるものが相当ある。こういうものを活用し、助成するという方法も、一つの方法だと思う。そういう点について、警察庁、何か調べたことがありますか。

○政府委員(木村行藏君) この駐車場法の改正につきましては、私たち警察当局といたしましては、非常に熱望いたしましたして、閣僚懇談会にも資料として警察の立場からの要望を具体的に申

し上げております。それから、いろいろな委員会でも、口をすっぱくして訴えております。

したがいまして、今先生のおっしゃるような、公共用地その他、路外の駐車場を作ることにについて、いろいろな裏づけがあれば非常に好ましいと思うのでありますけれども、何しろ、警察のほうの立場からいって、そこまでいろいろ具体的には調べておりませんし、実際は、ただ抽象的にお願いしておるといふのが実情であります。

○田中一君 建設大臣、そういう国有地あるいは公共用地等は、東京都の例をとつても、どのくらいありますか、発見されましたか。私は、かつて、何年前でしたか、宅地難という問題、それから公営住宅の適地がないという問題等から、一体、東京都は——あるいは東京都、並びに区の所有地でもかま

いせん、公共用地、それから国有地
というものは、空地がどのくらいある
か、調べてみるというて要求したこと
があるのですが、まだ出て参りませ
ん。これはたいへんだと思うのです。
関東財務局ですから、表面上の一応の
推計はなされても、的確に物件とい
うものをつかんだものはない。現に、戦

後、これは青砥のほうですけれども、青砥のほうの、ある都営住宅、その土地が地籍がない、どこにも。だれの所かわからないのです。多分、都であらうというので、都が作ったから都であらうというので、都に登録したと聞

いておりますけれども、所有者がないのです。実はわからない。国か、都か、昔の住宅営団か、さっぱりわからないわけです。そういうものが存在しておるのです、現に。

だから、どこまでそういうものを、
閣僚懇談会でも資料を握ったか、もし
資料が出たら、私のほうに出して下さ

い、そういうものがあれば、同時に、今お話ししておるのは、民間のそういうものを助成するような方法をとったかどうか、これは法律上の問題でなく、行政措置でできると思うのですよ、無料でありますよ。世田谷のほうのあるお寺は無料で、どうもあぶないからといって、墓地のどこかに無料駐車場を作って提供しているとかとい

うことも聞いておきますし、ただそれだけではいかぬ、やはりそういうよいことをした人には褒賞までいかぬでも、やはり負担を軽減させるということを考えてもいいのじゃないかと思うのです。そうした総合的な計画が出されなくちゃ、都心ばかりをとかくいつてもしょうがないのです。

そういう施策は、この法律の実施にあたって考えられますか。これはまあ大臣が言ってくれば一番いいけれども。

○国務大臣(中村梅吉君) 実は、国土地の現状調査を行政管理庁でやってくれましたが、これは二十三区内を大体調べました。大蔵省の普通財産になっ

ておるものが坪でいまして十七万坪でございます。そのほかに相当その数倍以上の行政財産、各省庁の使用に供しておるものがありますが、これもごらんのとおり、必ずしも完全に使用してないけれども、従来のしきたりで、

その役所の行政財産になっているというものが相当あるわけであります。これをどの程度供出できるかということも調査をしていただきました。大體、しかしこれは、現在木造の建物が

て、それを営繕費を投じて高度利用させて、それを営繕費を投じて高度利用させてくれれば、このぐらい出るとい

数字でありまして、右から左に反しになりません。さしあたり足しになりま
すのは十七万坪であります。この中
には、例の陸軍補給廠のあとの五万坪
も計算に入っておりますから、北区と
板橋にかかったところですが、そうい
うまとまったものも、十七万坪に入っ
ておりますから、実際に使用のできる
のは具体的にどれぐらい使えるかとい

ほうでも手伝いまして、今具体的に調査をして、これとこれは、こういうふうに使いたいということ、こちらの具体的な要求をしようということで、今その準備をしておる最中でございます。

それからもう一つは、将来、今さし

思うのですけれども、将来はやはり二十三区の外側のほう、あるいは二十三区以外のところに、相当の駐車場が、外国の例に見ても必要なんじゃないか。これは将来、地下鉄などが発達して参りますと、都心部は自動車で乗り入れても、結局混雑をして用を足さな

いいしたがって自動車を持っている人が乗って出てきて、一定の地点で車を置いて、地下鉄に乗りかえるというような時期も将来これはだんだん車がこの勢いで増勢をしていきますと考えられますので、そういった場合には、

を、今日から想定をして考える必要があるのじゃないかという議論も実は出ておりますが、このほうは、まあ先のことでありますから、具体的には入っ

ておりませんが、さしあたり二十三区内で駐車場に、どれだけ具体的に使えるか、これを今着詰めておる最中であります。

○田中一君 今度の改正によって、おのずから建築基準法上もいろいろ考えなければならぬことはむろん出てくることは、さつき言ったとおりであります。

今度は末端の条例がどう変化してくるかということも想像できるわけなんです。それは、どういふような考えで予想を持っておるんですか、むろんそういう話し合いですね、末端の条例、末端の行政の実態等がわからないじゃ、もう作文ができないわけなんです。したがって、東京都の条例はかくかく変わるべきだ、こうなるはずだということが考えられなければ、こんな法律が突然出るといふことはいははずだと思ふのです。

その点、今、だれか東京都の人来ますか。

○委員長(大河原一孝君) 今、連絡中でありまして。まだ出席できるかどうかはつきりわかりません。

○政府委員(前田光嘉君) 今回の法律改正によりまして、従来の法律において都条例にゆだねられていた以上に変わってきまして、都の方におきましても、この法律の制定に基づきまして条例を改正すべく検討を現在やっております。

一つの大きな問題は、現行法では御承知のように建築物を建築する場合に、三千平方メートル以上の場合には、建築物についての駐車施設の設置義務がございいますが、今回の特定用途のもの

のつきましては、それをそれ以下の場合でも、駐車場施設の設置義務を課すことができるようになりまして、この場合、何千平方メートルの場合に、そういう附置義務を課する必要があるかということにつきまして、目下検討いたしております。たとえばあるいは二千平方メートルにすべきか、あるいは千五百平方メートルにしようか、これは今後の東京都の駐車需要の状況、あるいは建築の状況とにらみ合わせて、目下、都とわれわれの方で検討しております。

次に、現在は都の条例によって見ておきますと、劇場、映画館等の特定の用途のものにつきましては、三千平方メートル以上の建築の場合に附置義務が生じますが、それ以外の事務所あるいは住宅等につきましては、都の条例におきましては五千平方メートルというふうに法律よりは緩和しておりますが、これもこの際、この機会に改正を必要があるのじゃないかということも検討いたしております。

また、現在都の条例におきましては、車庫を、駐車施設を設ける場合には、建物四百平方メートルごとに一台分というふうな規定を設けておりますが、はたして最近の建築物において駐車需要の面から見て、この程度の基準でいいかどうかという点につきましても、最近の駐車場の状況、あるいはほかのところの例も考えまして、できるだけ実態に合うような義務を課するように検討いたしております。

○田中一君 これ、住宅局とは、どういふ話し合いになっておるのですかね、そういう点は。

○政府委員(前田光嘉君) 駐車場施設

の附置義務につきましては、建築物に対する義務でございます。しかもこれを履行を担保する方法といたしましては、建築確認の手續を要しておりますので、住宅局とは、この法案の立案及び運営につきましても密接に連絡をとりまして相談をしながら進めておるのでございます。

○田中一君 この住宅地区における今の問題は、どういふことになりまして、たとえば車庫といつても、車庫には軽微な修繕等ができるようなことになるのか、個人の住宅に対して五千平方メートル以上のものができるといふことは、修繕とか何とかもできるようなものもあるのかないのか、まあ工場というよりも、工場には違いないけれども、工場というまでのものじゃないくて、解釈では、整備する簡易な整備ができる、というようなことにするまで発展して考えていいのかどうか。建築基準法においてはどうか。

○説明員(前岡幹夫君) 今回、駐車場法の改正に伴いまして、建築基準法の車庫に関する部分の一部改正をお願いしておるわけでございしますが、その趣旨といたしましては、まあ従前住居地域の中では、五十平方メートル以上のものは原則的に禁止されております。最近の自動車状況というものを考えますと、これは国民の足である、必ず人が住まい、あるいは人が集まるようなところは、こういう施設が必要だ、と、こういうような観点から、駐車場のほうで考えておられますような、いわゆる建物に附置するという車庫については、若干基準をゆるめたらどうか、こう考えたわけでございします。

したがって、あくまで建物、あ

る一つの建物の用途がありまして、その建物の用途に必然的にくっついて参ります車庫、こういうものにつきまして緩和しよう、こういうことでございします。

その緩和の内容でございますが、野放図に緩和するというのではなくて、政令でその内容を定めまして、そして住居地域という地域の安寧という点も、あわせて確保したい、こういうことでございします。

その政令の内容でございますが、たゞいま原案を練っておるところでございますが、やはり一定の規模というものが要るんじゃないか、それから住居地域でございますので、隣近所に迷惑にならないというだけの設備が要るんじゃないか、そういうことを政令で規定したい、こういう工合に考えておるわけでございします。したがって、そういうことで住居地域の安寧というものの一応確保されるのではないかと、こういう工合に考えておるわけでございします。

○田中一君 そうすると、住居地域の中に相当大規模な、しろうとでもわかるような車庫を作ることはいわゆるしょう。今、その点はどうなんですか。

○説明員(前岡幹夫君) ただいままだ決定した案ではございせんが、大体三百平方メートルまでくらいというのを考えております。それ以上のもので、付近にも迷惑のかららないようなものがあれば、これは従前の取り扱いによりまして、特別許可という制度を当てはめていく、こう考えております。

○内村清次君 今の住居地域に駐車施設を今後は作っていく、それには三百

平方メートルくらいまでは安寧を乱さないだろう、こういうこと。そうすると、三百平方メートルの建物といふと、どれくらいの収容車数があるか。

○説明員(前岡幹夫君) 簡単に申し上げますと、現在の公営住宅とかあるいは住宅公園で建てております鉄筋コンクリートの四階建の建物でございしますね、あれの一階を――あの四階建三階段のアーバートくらいの建物一階をそっくり、そのまま上げて下を柱だけに

して、その下に自動車を入れると、大体三百平方メートルになるのです。結局あのアーバート一棟の下の建築面積が、大体三百平方メートルでございします。最近、われわれビロテイと言っておりますが、建物を上げて、下を柱だけにしまして、そこに自動車を追い込むという建築のやり方がかなりはやっておりますが、そういうものにして、とにかくあのアーバートを持ち上げて、下に自動車を入れるというのが、大体三百平方メートルでございします。

自動車の車数にいたしますと、大型で十五台、それから中型で二十台見当でございます。もちろん中の通路というふうなもの取り方によりまして若干違って参りますが、大よそのところは、そういう見当でございします。

○内村清次君 それから前田局長にお尋ねしたいのですが、指定区域になつておるような一級国道、これは相当交通量も多いと思うのです。そういった多い幹線道路に、路上駐車場を設けるといふようなことは適当かどうか。これは県によって、条例関係で、街路とそれからそういった国道との駐車場関

係が異なっておるといふような点があるとは思ひ、具体的な説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(前田光嘉君) ただいま御質問のありました点、問題が二つございまして、一つは一級国道の指定区間につきまして、今回の改正によりまして、路上駐車場の設置ができるようにいたしております。

これは御指摘のように、交通が混雑します、あるいは交通量の多い道路は、もちろん御指摘のように、路上駐車場の設置をすべきではございません。現在の法律におきまして、その施行令におきまして、主要幹線道路で交通の激しいところには、路上駐車場の設けるべきではないというふうになっておりまして、現在もその線に沿って運用しております。ただ、現実に一級国道と申しまして、特定の場所、たとえば申し上げますと、京都の五条通りでございますが、あの通りは五十メートルでございます。そうして一級国道ではあるものの、五條通り一級国道八号線でございますが、あそこは、現在はその京都の五條通り一級国道八号線でございますが、あそこは、本来は路上駐車場の設けるべきではないという地区になるわけでございます。ところが、現在はその地区は、駐車場の整備地区からはずしてございまして、近くあの地区を、路上指定区間に指定いたしました。建設大臣直轄の管理にいたします場合は、あそこにある、現在設けられておりますところの路上駐車場の撤去する必要がありますが、京都のあの通りの現場は、五十メートルの幅員がございまして、また道路の構造上緩速車道が十分取ってありまして、

また当分の間は、路上駐車場の設けるも差しつかえない、こういうふうには考えられますので、ああいうところには、路上駐車場の設けるようにするほうが、かえっていいんじゃないか、こう考えまして、指定区間におきましても、路上駐車場の設けるというふうな体制をまた考えた次第でございます。それから、もう一点は、路上駐車場の管理につきまして、市が、指定市以外の市が国道あるいは都道府県道につきましてそれぞれ県の道路管理者と相談した上で、市が市道以外の道路につきましても、路上駐車場の設けるような改正をお願いしておりますが、これにつきましては、現在御承知のように指定市、五大市につきましては、市内の国道府県道は、市長が管理をしておりまして市が管理者でございます。そういう関係で、五大市の中におきましては、国道府県道、市道を問わず、市で統一的に路上駐車場の設置あるいは路外駐車場の設置について、統一的に運営できるわけでありまして、それ以外の方にしましては、そういう制度がございまして、それぞれの道路の区分によつて、路上駐車場も設ける必要が出て参ります。しかしながら路上駐車場の仕事あるいは駐車場の仕事は、その市の地域をひとまとめにして考えたほうが、現在の駐車場の状況で、考えまして適当と考えましたので、そういう場合、指定市以外の市につきましては、都道府県と協議をいたしまして、ととのつた場合には、市が統一的にその市内における路上駐車場の設置できるというふうな改正をするわけでございます。

○内村清次君 そうすると、そういう

場合のときに、いろいろ府県によつては、条例によつて異なつた駐車場の指定区域というのがあるけれども、今後はひとつ、なるべく統一したい、こうじゃないかという思想があるわけですが、それはやはり、どこまでも府県のその地域の状況の判断によつて、条例で定めるという自由裁量の権があるわけですか、どうですか。

○政府委員(前田光嘉君) 駐車場の整備地区は、御承知のように現在の法律にありますが、これは、都道府県知事をきめ、また場合には、都道府県知事を申し出ていたしまして、それを建設大臣が指定をするという制度になっておりますので、地区の指定は、統一的に国で指定をいたします。

それから、その地区がきまりました場合には、路上駐車場の設けるときには、まず都道府県知事が路上駐車場の設置計画というものを設けます。そして、これは建設大臣の承認を要するものになっておりますので、それぞれの地区の状況をまず都道府県知事が十分考えまして、しかも全国的な状況を建設大臣のほうで見まして、承認を与えた上で、計画をきめる。この計画に従ひまして、それぞれの道路管理者あるいは指定市の、担当の市が、路上駐車場の設けることになっております。

○内村清次君 それから、この駐車場の法の第二十條、この第一項の後段の規定によると、地方公共団体は、建築物の規模、駐車場の整備地区内及び商業地域内の特定用途に供する建築物については、三千平方メートル以下に引き下げることができるとしてある、今回は、ところがこういう小規模の——きのうも実はバスで、ずっと東京の都内を

回つてみても、今回基準になる三千平方メートルというのは、一体どういう建物かという問題を、まず見て来たのですが、なかなかないところがあるんです。そして、相当自動車の交通が非常に多いという街路を抱いたところがあるわけですね。今回は、この駐車場の法の第二十條の一項の後段で、三千平方メートルには達しないけれども、やはり駐車場の設備を附置するところの義務を今回は課したわけですが、そういうところから出入りする自動車のために、かえつて非常に交通が混雑になるというふうなことはないのかどうか、その点は、どういふふうに考えておられますか。

○政府委員(前田光嘉君) 御指摘のように、あまり小さい建物につきましては、駐車場の附置の義務を課しますことは、その建築主にとりまして、相当な負担かと思ひますし、また建物の横に車庫をつけますと、出入口がそれだけ設けられまして、道路の歩道を切つて入ってくるということから、かゝつてその地区における交通の障害になるのじゃないかという懸念も十分持てます。

ただいまお話しございました三千平方メートルの建築物と申しますと、約坪数にいたしまして、延べ坪でございまして、約千坪でございますが、五階建てにいたしまして、一階が二百坪から百四、五十坪くらいの建物かと思ひますが、そういういたしますと、敷地といたしましては大体二百坪ないし三百坪程度の敷地になりますので、あまり極端なものにつきましては、この法律の改正によりまして、駐車場の附置の義務を課することは不適当かと考えて

おります。ただ、きのうも御指摘いただきましたように、商業小店舗が並んでおるところにつきましては、なかなか三千平方メートル以上のような建物ができかねる場所もございまして、そういうところにつきましては、三千平方メートルの限度を、三千平方メートル以下の建物で全部建てますと、全然駐車場の設けなしに、その町全体が建物ができるということになりますと困りますので、それぞれその町におきまして、その道路の広さあるいは建築のあり方、そういう点を各都市々々によりまして、十分勘案いたしまして、あるいは二千平方メートルあるいはその前後におきまして適当な基準を設けることが適当だと、こう思ひまして、特定用途につきましては、現行法の三千平方メートルという限度を下げていいという根拠規定を設けたわけでございます。

○田中一君 建築街区は都市局長のほうだったかな、こつたかたかな……。こういうものができると、いわゆる共同建築的なものがだんだん減ってくる。したがってこれは相当問題があるのです。

防災建築街区法とか、都市改造法で、大型建築群の建築を促進させようとして、一面、それらの住民は中小企業者であり、低所得者層が多いと思ひますが、今度の駐車場の設置を、その大型建築物に對し、駐車場の設置を強要されると、住民は、その負担に耐えかね、都市改造とか防災街区の建設意欲が失われることになるおそれがあると思ひます。だから大型共同建築を避けて小型建築になることを考えられる。新しい法

まだ、それは具体的にはわかっておりませんけれども、われわれといたしまして、将来の都市における建築物は、できれば大型化したしまして街区ごとに、スーパー・ブロックと申しますか、相当大規模にやってもらいたいです。そして必要な施設は、全部そこに盛り込むという方向で指導いたして参

ね。何百平米から以下ですか。あるいは何十平米までは、この車庫を持たなければならぬの……。

○政府委員(前田光嘉君) 目下検討中でございますが、まあ建築の実際から見まして、二千平方メートル以下のような小さい建築物に附置を義務化することは、これは内村先生も先ほどおつ

資産税の問題、車庫となれば、固定資産税もかかって参ります。ただ空地としておいたら、空間として、そこに車を突っ込んでおくんだというなら、これは税金はかかりません。また、それは税金はかかりません。また、その登録税もかからない。建築物と見ませんから。しかしながら、柱があつて天井がある場合には、これは建築物とみ

までそういう建物が相当できております。それはどう見ておりますか、建築物に見られているか、あるいは何になっておりますか、それは。そういう問題は、もう解決しなければならぬのです。もう個々の問題じゃなくて、原則としてかくかくであるときまらなければならぬわけですよ、今日まで、

しているものなんです。駐車場オンラインで、あらゆるものを考えると、いろいろな問題が起きてくるのですよ。われわれの生活、われわれの社会というものは、全般から見て万全を期さなければ、また新しい問題が起きてくる。

それで、これはいいですよ。(「大きい

な問題だ」と呼ぶ者あり……大きな

問題ですが、これは私が言い出すと、きょう採決もできなければ、私どもの理事も困ると思うから、これは問題として提起しておきます。大臣、ほんとうに——これは冗談じゃないですよ。

もう、それらの点は解決されていなければならぬのです。自治省との問題におきましても、国税の問題におきましても、登記法上の問題におきましても、また後々における管理の問題におきましても、外部の問題——前田局長は、ああいう答弁をしているけれども、それは君が知らなさ過ぎるのだ。

中小企業というものは、特に都市改造でもって建築しようという地区、あるいは建築地区でやろうという地区の住民というものは、あなたの考えているような高所得者じゃないのですよ。いかにして自分の営々としてため込んだ権利というものを、いかに高度な収入の得られるように利用しようかというところに尽きているのです。舌を出すのもいやだという階層なんです。

得すれば舌を出します。損な場合には出さないというのが、その特質なんです。これでなければ、中小企業というのは独占資本にはついていかれません。そんなことで、せめて資本家的な感覚を持って喜んでるのが中小企業者なんです。それが、あなたの言うように、大型化すれば負担が軽くなるなどというのは、これはたいへんな認識不足です。

したがって、市街地改造法並びに防災建築街区造成法等々で、いろいろな施策をしながら、また駐車場法などという法律が出てくると、この改正によってそれらのものにブレーキをかけ

る結果にならざるを得ないので、す。

こういう点は、もつとじっくりと腰をおろして、実態というものを理解しながら、また、それらの利害関係者にPRしながら法律を作らなければいけません。どうも何だか、前岡君をここに呼び出して、僕は叱っているように見えるけれども、前岡君にしても、これはいけない。ですから、そういう駐車場法ができたことによつて、地方条例等にいろいろな変革がある。そういうものを完全に把握して、そうしてそれに対しては、問題があるなら、その問題を、どこに問題があるか、こうなっている、あんなにしているということを進めなければならぬと思うのです。

これは、私のほうの理事が約束をされたから、私はこの辺で採決してもいいと思うけれども、実施に当たっては、十分にこういう点は、この機会に一切の問題を説明すること、公共用地がどれくらいあるかということも、大臣は言っておりましたから、その実態を明らかにしていただいて、資料を出していただきたいと思うのです。そういう点も、いろいろな問題が、ここに、国民生活、社会生活の中に、われわれの隣に忍び寄っている困難というものがあるわけなんです。それから、どうも私は、もう少し時間をくれれば、もう五時間くらいあれば、もう少しこまかく、なるほどこれならいいというように、国民が納得するような質疑をして、あなたがたが、それに答弁を合わせてくれるような質疑を続けたら、いいと思うのですけれども、これはこの辺でやめなければならぬ、これはこの法の改正のときには、これは容易なことじゃないということを覚悟しておい

ていただきたいのです。

○田上松衛君 田中委員が、大体、時間の関係や、それぞれの御都合等で、この程度でやめる、したがって、そういうような問題は、この次のまた改正のときに考慮するというような気持ちで終わつたようなんですけれども、私はもっと、切実なことも緊急な問題であるから、次のことだけはたださなければならぬと思うのです。多くは田中委員の発言の中に含まれているわけですが、いっこうこれが明らかになつてこないわけでは、

言うまでもなく、駐車場の一部を改正しなければならぬ、これはいろいろな事情から、ただに東京都民でなくて、特に市街地等においては、同様な感じを持っているのです。よくわかつておるのです、この必要性は。実際問題としては、どこにどういう形で、これを作らせるかということが今日問題になっておるわけなんです。横浜市等で、きのうもおととも市会を開いて、いろいろ論議をしておりますけれども、いずれ、国会のほうでやるだろうから、そのうちに明らかにするだろうというようにおっしゃるのです。現実にはどうするか。市街地のものをやるのには、とんでもないところの公園、あき地等に持つていってみたい、それは主目的を達するものじゃなくて、かえって交通麻痺状態、あるいは危険の上にこれを拡大するだけのこと、何にもならぬのじゃないか。したがって、身近のところに使える場所に早く作るべきだという希望を持っておるわけなんです。

それじゃ何を対象として考えるか、

さつき話がありましたような、そうした鉄筋建物の下等を利用するというのも考えられるじゃないか、あるいは高い道路の下を利用する、線路の下を利用するとか、今度作られるところの高速道路等の下を利用するとかというようなことは手とり早くできるのじゃないのか、しろうと向きに、みんなそういう考えを持っておるというわけなんです。

ところが、今田中委員が言うことは、それが今度は家賃にはね返ってくるという結果になってみたり、あるいは線路、道路等の下を利用するときに、それが建築物だとみなされるようなことになれば、一体どうなるのだというような点が、これが、次の改正どころじゃないのです、この法の、今日の場合において問題点となっているわけなんです。それから、それくらいのことでは明らかにしてもらわなければ、私ども地元に戻つても、あれは一体どうなるのだと言つたら、これは説明のしようがないわけなんです。そんなことではしようがないのです。その点だけは、どうしてもはっきりしてもらわなければ……。

もう一つ重ねて、手とり早く、どういう場所にどういう方式をもつてやらすことが、話は別個になりますけれども、一番急務に間に合うとお考えになっておるのか、その点は、これは建設大臣の方からでも、あわせて見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○國務大臣(中村梅吉君) 路外駐車場整備は、私どもの方としましては、できるだけ都心部及び車両によつて人の往來の激しいような地区に、できるだけ早く路外駐車場を整備いたしまし

て、そういう混雑する場所における路面駐車というものを排除していきたい、これが第一でございます。

そのほかには、最近例に出ましたような、赤坂のあるキャバレーのようなところが、今までは指定地域外であつたので、建築上制限がでなかつたのでありますが、そういうように車に乗つて来る人間が多いような特殊の施設については、これはどうしても、その施設を持つ者みずからに、それに相應する駐車施設を義務的に設置してもらつて、そこに来た車が、周辺の道路の交通を妨げないようにしてもらいたいということを考えております次第で、できるだけ効果の上がるように、本法の制定を見ましたら運用して参りたいと思つております。

○田上松衛君 大臣が言われる抽象的な言葉では、それは解決しないのです。できるだけ早く、なるべく効果の上がるようなことで、それから第二段の話の、たとえば赤坂の料亭等に関するような問題、それは当然、そうさしていきたいと思います。

私が申し上げるのは、そうではなしに、密集した市街地においてやつていく場所、そこにこそ交通の混雑があり、あるいは事故の発生が多いわけなんです。これをどう解消するかということなんです。駐車場というものを作つて、何かこれは誤解されは困りますけれども、土建屋さんたちに、何か仕事をあてがうというような感じが国民に持たせたいという感じがあつてはたいへんだと思ひます。そうであつてはいかぬ、そうでなくして、大きな問題というものは、あくまで交通緩和、事故防止、国民は、これを願つ

ておるわけなんですから、その一番危険度の高いところに対して、どうするかという問題を考へてみると、さつき申し上げたような、とんでもない地区の、どこそこ公園の下をほじくつてしまへというようなことでは、それは効果は決して上がらないので、逆効果だけのことじゃないか、そうすると、その密集した危険度の高い場所において考へなければならぬ、それを思うときに、今引例いたしましたような、たとえば高速道路の下を使うとか、鉄筋コンクリートのアパートの下を、場所によっては一階をこわして、そこを使うというようなことを考へなければ、現実問題として答へにならぬのじゃないかと、こう考へておるわけなんです、そういうようなことについて、からんできまして、それが建築物とみなされるのかどうかというようなことで、ここからかかると、うっかりやってみると、この影響がまた変なことになる、生命の危険というものは避けられるにしても、今度は経済上の大きな負担がかかってくるという、そういう故障等を考へてみると、どうすればいいかということが、われわれは一向地元等に対しても説明がつかぬじゃないか、そういう答へをひとつ、はっきり出していただきたい、そういうことなんです。

○國務大臣(中村梅吉君) 御指摘のように、私もどしどし、たとえば東京都の地下鉄工事に関連をした昭和通り一帯の駐車場でありますとか、あるいは高速道路に隣接する駐車場でありまして、また先利用のことができるだけ駐車場に利用するように進めて参りたいと思っております。そのほかにも十数カ所、大体駐車場計画というものが公共機関あるいは民間機関におきまして計画されておりますから、これらができるだけ活発に進め、一面、この改正法律では、資金的措置について、政府がそのあつせんに努めなければならぬという条件を設けまして、現在の開発銀行に若干の資金をつけてもらひまして、路外駐車場の設置等については、開発銀行の若干の融資を行なっておりますが、これらの道も、一そう拡張をしまして、——何と言いましても、路外駐車場というのは採算上の点から見ると、今、固定資産税の問題、あるいは建築物と見るか見ないかという御議論等もございまして、非常に採算の面では、まだまだ今の日本の現状では困難の状態の中へ、しかも駐車場をできるだけ整備していきたいという観点から申しますと、いろいろな措置を並行して考へなければならぬと思つております。

なお、先ほど住宅局の者が申し上げましたように、固定資産税との関係等は、私も十分ひとつ事務当局を奮勵しまして、どういふ場合にはどうするかというのを、もう少し煮詰めさせてみたいと思ひます。

私の常識から言へば、建物を床上げして、下を車置き場にするというならば、これは一種の緑の下と同じこと、緑の下にコンクリートを打ったか、それが建物の面積になると、こういうふうにはちょっと常識上考へられないんですが、厳格に言つて、これは課税対象になるのかならないのか、まあそういうことも一つ疑問の点確かに残されておりますから、こういう点は、事務当局にひとつ十分煮詰めさし

たいと思つております。

○田上松衛君 もう一言。それじゃ前田局長にずぶりと、言質を取るわけでも何でもありませんから、きわめて率直な気持ちで、結論的に、こうした緊急の問題を、どういふ場所に、どういふ方式で作ることが、一番いいとお考へになつてゐるかということ、駐車場を。

○政府委員(前田光嘉君) 路外駐車場は、都市計画といつたしまして、最も駐車需要の多い場所……。

○田上松衛君 そんな抽象的なことじゃなしに……。それは要らぬから。

○政府委員(前田光嘉君) それによりまして、現在場所を主要の都市におきましては決定しております。

たとえて申しますと、東京につきましては、都心部の区域が駐車場整備地区になつておりますので、その中におきましては、具体的に申し上げますと、東京都の八重洲の駐車場、それから日比谷公園の下の日比谷の駐車場、汐留駐車場、それから東京駅の丸の内側の丸の内駐車場、江戸橋駐車場、八重洲駐車場、八重洲駐車場は二つございまして、京橋駐車場、西銀座駐車場、昭和通りは、現在立体交差の工事を進めておりますので、昭和通りの下に一、二、三、四、五の駐車場を作ります。そのほかにも本町にも作ります。新宿にも駅の東口と西口に作るということ、具体的に決定いたしましたので、ただいま大臣からお話しのございまして、たゞに、それぞれ分担いたしましたので、東京都及び道路公園、首都高速道路公園及び民間の会社におきまして、目下工事を進めており、あるいは一部は、すでに完成しております。

○田上松衛君 これで終わりますが、

東京都における大体その予定位置、地域的な関係、場所等、そういう問題は、それで了解したわけですが、さつきからよく申し上げてゐるように、今度できますところの高速道路、その下を利用したり、あるいは前にありますいろいろな高架線の下等、そういうようなものも、これは当局だけでなくして使えるように、利用するようにしたらという考へは全然持ち合はしておりませんか、どうですか。

○政府委員(前田光嘉君) 高架道路の下は、できる限り駐車場に利用したいと思つて考へております。その管理につきましては、あるいは公園の管理が適当か、あるいは場合にはよりましては、それ以外のものに管理させるか、目下検討しております。

○委員長(大河原一孝君) 他に御質疑はございせんか。——他に御質疑もないようでございますから、質疑は終了したものと認め、これより本案の討論を行ないます。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大河原一孝君) 速記をつけて。

他に御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認め、これより直ちに本案の採決を行ないます。

駐車場法の一部を改正する法律案、全部を問題に供します。

本案を原案どおりを可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大河原一孝君) 全会一致であります。よつて本案は、全会一致を

もつて可決すべきものと決定いたしました。

なお本案の審査報告については、委員長に御一任を願ひます。

次に、阪神高速道路公園法案を議題とすることにしてありますので、本日は、この程度で散会したいと思います。

午後四時二十三分散会

三月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第六條の二第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 高速自動車国道法第十四條第二項又は第三項(同法第十四條において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置をすることを命ずること。

第六條の二第一項第十号中「及び」の下に「同法第五項(同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議し、並びに」を加へ、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 道路法第四十四條第四項(同法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべき

ことを命ずること。

第六条の二第一項第十五号中「道路標識」の下に「又は区画線」を加え、同項第十八号ただし書中「及び第四十四条第四項」を削り、同条第二項中「第十号から第十二号まで」の下に「第十号」を加え、「道路の占用」を「道路の占用」に改め、「係るものを」の下に「同項第十七号に掲げる権限にあつては道路法第四十七条第二項の規定に係るものを」を加える。

第七条第一項第二号中「道路に関する工事及び道路の維持」を「管理の方法」に改め、同項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同条第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を附すること。

七の三 道路法第三十五条（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

第七条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 道路法第四十四条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきこと

ことを命ずること。

第七条第一項第十号中「道路標識」の下に「又は区画線」を加え、同項第十二号中「第二項又は」を「第二項及び第三項並びに」に改め、同項第十三号ただし書中「第三十二条第一項及び第三項、第三十七号第一項、第四十四条第四項、第四十七号第三項並びに第四十八号の四第一項」を「第三十七号第一項及び第四十八号の四第一項」に改め、同条第十八号の四第一項に改め、同条第二項を次のように改める。

2 日本道路公団は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行なうとする場合において、その権限が同項第一号、第二号、第七号若しくは第十号に掲げるもの又は一級国道若しくは二級国道に係る同項第七号の二、第七号の三若しくは第十二号（道路法第四十七条第三項の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見をきき、その権限が都道府県又は指定市の市道に係る同項第七号の二、第七号の三又は第十二号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行なつた場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

第十四条の次に次の一条を加える。

（罰則）

第十四条の二 日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団は、第二号の二、第三号の第一

項、第五条第一項又は第七条の二の規定に基づく料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を罰金として徴収することができ、

第十六条の二第一項中第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 高速自動車国道法第十一条第二項の規定により許可すること。

項、第五条第一項又は第七条の二の規定に基づく料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を罰金として徴収することができ、

第十六条の二第一項中第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 高速自動車国道法第十一条第二項の規定により許可すること。

第十六条の二第一項第四号中「指定し、又は同条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること」を「指定すること」に改め、同項第五号中「又は第四十四条第四項」を削る。

第十七条第一項第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、同項第六号中「指定し、又は同条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること」を「指定すること」に改め、同項第七号を削り、同項第八号を同項第三号とし、同項第九号中「許可を」を同項第四号とし、同項第十号中「協議し、又は許可」に改め、同号を同項第四号とし、同項第十号中「第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七号第一項、第四十四条第四項、第四十七号第三項又は第四十八号の四第一項の規定に係る許可」を「第三十七号第一項又は第四十八号の四第一項の規定に係る禁止」に改め、同号を同項第五号とする。

第十八条の二 一 高速自動車国道

道」の下に及び日本道路公団の管理する一級国道等、首都高速道路公団の管理する首都高速道路並びに阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路を加え、「日本道路公団」を「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め

る。

第二十三条中「第七条の二の規定に基づく料金」の下に「第十四条の二の規定に基づく罰金」を、「当該料金」の下に「罰金」を加える。

第二十五条中「料金」の下に「第十四条の二の規定に基づく罰金」を加える。

第二十九条第一項中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

第一 第六条の二第一項第三号の二の規定により日本道路公団が建設大臣に代わつてする高速自動車国道法第十四条第二項又は第三項（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による命令

第二 第二十九条第一項第四号中「第六条の二第一項第十号」の下に「又は第七号第一項第七号の二（第七条の六において準用する場合を含む。）」を加え、同条第七号の二（第七条の六）において準用する場合を含む。）の規定により

する命令

第三十条第一項中「第二項第二項」の下に「第三十二条第二項若しくは、第四項、第三十三条、第三十六条」を、「同法第二十四条」の下に「又は第四十一条」を加え、「第二十四条、第四十条、第四十三条を第二十四条、第三十二条第一項若しくは、第四十四号第三項若しくは第四項」に改め、「又は道路整備特別措置法第七条第一項第六号」の下に「第七号の二」を、「第九号」の下に「第九号の二」を加え、「第七条第一項第六号又は第七号の二の規定」を「第二十四条本文の規定による承認」を「第二十四条本文又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」に改め、「同法第七条第一項第六号」の下に「第七号の二」を加え、同条第三項中「同法第十六条」を「同法第十四条第四項から第六項まで、第十五条第一項若しくは第二項又は第十六条」に改め、「と、第十四条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）若しくは第十七条第一項の規定又は第十四条第二項若しくは第三項（第十六条において準用する場合を含む。）とあるのは「第十七条第一項の規定」と、「その違反行為の中止を命じ、又は建築物

する命令

する命令

する命令

する命令

する命令

する命令

する命令

等の改築、移転、除却」とあるのは「その違反行為の中止」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条 日本道路公団の管理する高速自動車国道若しくは日本道路公団の管理する一級国道等、首都高速道路公団の管理する首都高速道路又は阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路に関する道路法第七十七条の規定の適用については、同条第一項中「又は当該道路の存する地方公共団体の長若しくはその命じた職員」とあるのは、「当該道路の存する地方公共団体の長若しくはその命じた職員又は日本道路公団、首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団若しくはこれらの命じた職員」とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 道路法第三十九条の規定に基づく占用料でこの法律の施行の際現に道路管理者の許可を受けている占用に係るもの（昭和三十八年三月三十一日までの占用に係るものに限る。）の徴収及び帰属に関しては、改正後の道路整備特別措置法第十八条の二、第二十三条及び第二十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

三月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、二級国道桜島鹿兒島線中鹿兒島市、西桜島村袴腰間橋りよう架設

に關する請願（第一、七六六号）
一、建設業法施行令改正に關する請願（第一、七八二号）
一、宅地建物取引業法の一部改正に關する請願（第一、八一〇号）

第一七六六号 昭和三十七年二月二十三日受理

二級国道桜島鹿兒島線中鹿兒島市、西桜島村袴腰間橋りよう架設に關する請願者 鹿兒島県鹿屋市長 永田良吉

紹介議員 田中 茂穂君
鹿兒島県は鹿兒島灣が奥深くはいり、薩摩半島と大隅半島に二分され政治、経済の中心は薩摩半島の中心地鹿兒島市にあり、又、九州地方交通の幹線である鹿兒島本線の終点が鹿兒島市にあるため、薩摩半島は早くから開発されたのであるが、大隅地方は全く地理的条件の不利なため、豊富な資源を有しながら産業文化の開発がはなはだしく遅れたのである。昭和二十八年以来九州総合開発特定地域計画により、当地域開発も着々進展しつつあるが、産業文化開発の最大のおい路は本県における唯一の消費都市、鹿兒島市と海をへだてていることである。さいわい最近道路整備事業も進み当地域の中心地鹿屋市から西桜島村袴腰までの全面舗装も近く完成の予定であるから、二級国道桜島鹿兒島線中、鹿兒島市と袴腰間に橋りようを架設せられたいとの請願。

第一七八二号 昭和三十七年二月二十三日受理

建設業法施行令改正に關する請願（二）

請願者 東京都新宿区坂町一八建設労働組合館内全国建設労働組合総連合内 横山周三外一名

紹介議員 田中 一君

建設業法施行令第一条に「建設業法第三条第一号の政令で定める軽微な工事は工事一件の請負代金の額が五十万円に満たない工事とする」とあるが、右の五十万円を百万円に改正されたい。最近、建設業者というには余りにも零細な施工者や、いわゆるとりやう、一人親方と言われる職人層に「五十万円以上の請負をやつて」とか「建設業士の資格をもつて」とか「建設業法登録を強制し過大な負担をかけている事例が多いが、これは建築職人の生活実態や施工実態を無視した職人いじめの措置であり、登録指導としてはなはだ行きすぎである。五十万円という現行規定は、現状ではいかにも低額にすぎものであり、標準建築費指数（木造）や賃金指数から見ても明らかで、この額では十坪―十五坪の小住宅建築もできない実情であるから、即時百万円に改定せられたいとの請願。

第一八一〇号 昭和三十七年二月二十六日受理

宅地建物取引業法の一部改正に關する請願者 京都市中京区東堀川通 御池南入日本宅建株式 会社代表取締役 小倉寅之助

紹介議員 佐藤 芳男君

宅地建物取引業界の現状は、はなはだ

しい混乱状態を呈し、まことに憂慮にたえないから、業界浄化、業者の体質改善をはかるため、（一）登録の制度を二種類に改正すること、イ、一級登録業者は百万円以上の土地建物を媒介する業者とし、保証金三十万円を供託すること、ロ、二級登録業者は百万円以下の売買及び賃貸借を媒介する業者とし、供託金を免除すること、（二）法人組織の業者は保証金百万円を供託することとし、支店、出張所については現行法を準用すること、（三）保証金供託とともに納税証明書提出させ、所得税、事業税、府県市町村税合算一箇年五百万円以上を完納した者及び自己の名義である土地建物（賃貸借してあるものは除く）の行政官庁評価額百万円（時価五百万円程度）以上の不動産を昭和二十七年から引続き所有している者を一級登録業者の資格条件とすること、（四）供託金の世襲をみとめること等の実現するよう宅地建物取引業法の一部を改正せられたいとの請願。

昭和三十七年三月十九日印刷

昭和三十七年三月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局